

平成24年3月7日

平成24年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

平成24年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成24年3月7日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	出 口 実	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	竹 原 伸 晃	9番	田 島 乾 正	10番	中 原 晶
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	和 田 勝 弘
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 3 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務企画部理事	谷 下 泰 久
副 町 長	中 口 守 可	しあわせ創造部理事	岡 本 茂
教 育 長	笠 間 光 弘	会計管理者兼理事	淵 原 義 仁
総務企画部長兼 財政改革部長	白 井 保 二	直轄副理事	保 井 太 郎
直轄理事兼総務 企画部理事兼財中 政改革部理事	村 光 延	総務企画部副理事	中 田 道 徳
しあわせ創造部長	芦 田 貴志雄	財 政 課 長	相 馬 進 祐
都市整備部長	末 原 光 喜	生涯学習課長	竹 下 雅 樹
水道事業理事	南 康 明		

教育次長 古谷 清

危機管理監 亀崎 義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 入口 博行

議会事務局副理事 大山 鐵男

議事日程

日程1		一般質問
日程2	議案第2号	平成23年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件
日程3	議案第3号	平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件
日程4	議案第4号	平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件
日程5	議案第5号	平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件
日程6		平成24年度当初予算に関する説明
日程7	議案第6号	平成24年度岬町一般会計予算の件
日程8	議案第7号	平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件
日程9	議案第8号	平成24年度岬町国民健康保険特別会計予算の件
日程10	議案第9号	平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件
日程11	議案第10号	平成24年度岬町下水道事業特別会計予算の件
日程12	議案第11号	平成24年度漁業集落排水事業特別会計予算の件
日程13	議案第12号	平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件
日程14	議案第13号	平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件
日程15	議案第14号	平成24年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件
日程16	議案第15号	平成24年度岬町深日財産区特別会計予算の件
日程17	議案第16号	平成24年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件
日程18	議案第17号	平成24年度岬町水道事業会計予算の件
日程19	議案第18号	町道路線の認定の件

日程20	議案第19号	訴えの提起の件
日程21	議案第20号	岬町事務分掌条例の一部を改正する件
日程22	議案第21号	岬町税条例の一部を改正する件
日程23	議案第22号	岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件
日程24	議案第23号	岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件
日程25	議案第24号	岬町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する件
日程26	議案第25号	岬町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する 条例の一部を改正する件
日程27	議案第26号	岬町介護保険条例の一部を改正する件
日程28	議案第27号	岬町営住宅条例の一部を改正する件
日程29	議案第28号	岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
日程30	報告第1号	専決処分の報告の件（町営住宅明渡等請求事件）

(午前10時00分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第1回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時です。

本日の出席議員は14名、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

申しわけありませんが、会議を始める前に昨日の答弁に誤りがあったということで訂正したい旨理事者側から申し出ておりますので、これを許可したいと思います。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 誠に申しわけございません。貴重な時間を拝借して訂正をさせていただきます。昨日の会派代表質問鍛冶議員からのご質問で、国民健康保険の特定健診及び人間ドックのご質問がありました。人間ドックの金額の答弁の中で、私が誤って数字を言ってしまいました。ここでおわびをして訂正させていただきます。現在人間ドック、平成23年度までは4万円、これは間違いございません。ただ後期高齢者の医療連合の人間ドックの補助金は2万6,000円でございます。岬町は平成24年度から2万7,000円に修正をするという考えであります。以上、おわびして訂正申し上げます。

○川端啓子議長 よろしく申し上げます。

日程1なんですけれども、昨日ちょっと時間の都合で延会しましたので、昨日予定していた中原議員の一般質問が本日举行されることになりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、始めたいと思います。

○川端啓子議長 日程1、一般質問を行います。中原 晶さん。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。あと4日で東日本大震災発生から1年となります。被災した多くの皆さんは家族や知人を亡くした悲しみと生活と生業の再建の見通しが立たない苦しみの中で日々を過ごしておられます。原発事故の被害と影響は立地地域はもちろん、全国に広がっています。そんな中で政府は大震災と原発事故の救済、復興で立ち遅れるばかりか、消費税増税と社会保障の一体「改悪」により一層の景気悪化と財政破綻への道を突き進もうとしています。大震災が地方自治体に突きつけたのは災害から住民の命を守る政治の実現ではなかったでし

ょうか。日常から住民の命と暮らしを守る政治を実現することが災害発生時にも大きな力を発揮します。岬町が命と暮らしを何よりも大切にすることを行政の最重要の使命として正面に据えることを初めに求めて、町長が述べた町政運営方針を中心に質問をいたします。

町長は町政運営方針の中で、子育て支援施策について岬町次世代育成支援後期行動計画及び岬すこやか21に基づいて、子育てがしやすい環境や子どもたちが健全に育つような環境を整備するとおっしゃっていました。子どもたちが健全に育つような環境の整備の1つとして行ってきた事業の1つが中高生世代の居場所づくり事業であると認識するものですが、初めにこの事業について質問をいたします。この事業については2009年9月議会の一般質問で次世代育成支援後期行動計画の作成にかかわって、中高生世代の居場所の開設を求めてきた立場から中高生世代のニーズに応えた適切な事業実施がなされたものとして高く評価してきたものであります。まず、2010年11月から始まった居場所づくり事業について改めて事業の概要を確認しておきたいと思えます。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対して、理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 中高生世代の居場所づくり事業の概要であります。まず、その事業の内容としては岬町における中高生を中心とした青少年に放課後や休日に自由に出入りできる居場所をつくることで、自習や仲間づくり、自主的な活動の取り組みを支援するということで中高生世代の自尊感情を養い、自信をつけて社会に踏み出す力を身につけることを目的として次の時代を担う世代の健全な育成を目指して、学校や家庭以外に全人格を受容され、個性を認められ、安心して自由に利用できる居場所をつくるということが目的であります。現代の日本社会では思春期の子どもたちを取り巻く環境の変化等を背景に、子どもたちが抱える問題として学校への不登校、引きこもり、いじめ、非行、ニート等がよく問題視されておりますけれども、その他いろいろな問題を抱えております。それは社会環境の影響であったり、生活環境の問題、あるいは学校環境の問題とさまざまあります。そのような問題に対処するために他市町村でも児童館等を利用したこの居場所づくりに取り組んでいるところであります。先ほど説明しました目的のため本町では岬町次世代育成支援後期行動計画で思春期の子どもたちの居場所づくりを位置づけた事業として平成22年11月より青少年センターの一部を活用して中高生を中心とした思春期の子どもたちに放課後や休日に何もなくてもふらっと立ち寄ることのできる居場所事業を提供し、仲間づくり、家庭での親や学校での先生の指導ではなく、自分たちの自主的な活動の取り組みということを支援することによって、思春期の子どもたちの自尊感情を養い、社会に踏み出す力を身につけ

ることを目的として実施してきたところであります。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ただいま事業の概要についてはお聞かせいただいたところでありますが、現代の育ちにくい子どもたちが置かれた状況について正しい現状認識をお持ちのことと思いますし、目的につきましても必要なことを把握され取り組まれているというふうに認識をいたしました。事業概要についてをお聞きしたところですけれども、この事業についてもう少しお聞かせをいただきたいと思います。この事業は町の中ではどういったものとして位置づけられ、また事業実施主体、運営委託団体等はどのようになっているのか、町の中での位置づけを再度確認したいと思います。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 この事業を立ち上げるにあたって、もう少し説明したいと思います。この事業を立ち上げるについては、先ほど言いました次世代育成支援後期行動計画というものに位置づけて事業を実施したわけですが、その前にニーズ調査を実施しました。中学生が使える公共施設で利用したい企画やサービスについて調査をしたんですけれども、中学生の60%の人がいつでも自由に個人やグループで集まり利用できるスペースであることを望むというふうに回答をしております。このようなニーズ調査に基づいて岬町もその事業を主体的に立ち上げていこうというふうに決断をしました。この事業の実施主体は岬町であります。ただこの事業実施につきましては公募を行い、子育てネットワークという団体に事業委託をし、この事業の財源としては大阪府安心こども基金の中の地方独自の事業を補助対象とする地域子育て創生事業費を活用してきたところであります。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 事業の実施から現在まだ1年半満たない時期ではありますが、この間の事業成果についてお尋ねしたいと思います。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 事業の内容につきましては毎週水曜日と土曜日の午後1時から7時までの6時間、スタッフ2名体制で開設をしております。

事業の成果としましては、開設当初は1日1、2名数名程度でありましたけれども、最近の実績では1日十数名と参加者も増加をしております。ちなみに昨年9月は8日間開設して87人、10月では9日間開設して131人、11月では7日間開設して79人、12月では8日間開設して104人、1月では7日間開設して60名という状況であります。参加者の状況も最初のほ

うは参加者も少なく、また他校や異年齢の子どもたちが集まっているということで会話もよそよそしいものでしたけれども、最近ではスタッフ等の努力で参加者もふえ、多世代の交流の風潮が広がり、学校などの情報交換ができる関係など会話ができる雰囲気になりつつあるということでもあります。さらにもっとこの場所を自分たちの居心地のいい場所にしていこうと自主的に参加者のほうから考えや意見が出るようになり、ここが自分たちの居場所なのだと認識されてきているというふうに考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 では、この事業の必要性について町としてはどのように認識しているのか、端的にお聞かせいただきたいと思えます。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 この事業につきましては思春期の子どもたちが家庭や学校以外の場所で自主的な活動ができることを通じて学校への不登校や引きこもり、いじめ、非行、ニート等の防止へつなげていくということも視野に入れて事業を展開していかなければならず、町としても取り組む必要がある事業だというふうに考えています。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ただいま町としても取り組む必要があるという認識をお示しになりました。しかしながら、来年度についてはこの事業を継続するための予算が盛り込まれておりません。必要であると考えるのであれば、事業の実施に必要な予算措置がなされてしかるべきだと考えるものではありますが、いかがでしょうか。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 この事業の財源につきましては、先ほど説明しました大阪府安心こども基金、その中の地域子育て創成事業費を活用してきたわけですが、これが突然、平成23年度で廃止をするということになりました。この事業を町単独で実施するということは町の財政状況が逼迫する中で困難であるというふうに考えております。財源については引き続き国及び大阪府のほうに働きかけていきますが、事業の継続については実施団体の自主的な活動事業へ転換が図れないかということ協議していきたいというふうに考えているところです。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ただいま財源の問題で突然の廃止があつて、財源措置ができなくなったという説明でありました。その前に財源についてはご説明をいただきまして、安心こども基金の地域子育て創生事業という財源を使ってやってきたものであるということでありました。この地域子育て

創生事業について今年度をもって補助を終了すると決められたのは国においては第4次の補正予算でありましたが、そのときの厚生労働省の予算の概要では何と書いてあるでしょうか。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 厚生労働省の平成24年度の予算案の概要のところを見ますと、平成23年度第4次補正予算案の中ですべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実ということで、先ほどいいました地域子育て創生事業は平成23年度末で終了というふうに書いてあります。なお、括弧書きとして年少扶養控除廃止等による地方財政の増収分に対応というふうに書かれています。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 そのとおりであります。この地域子育て創生事業というのは今年度末で終了するということとあわせて、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分に対応ということがあわせて書かれています。国がこの予算を削ったということについて問題を感じないわけではありませんけれども、国としてはこの予算をもって行っていた事業を廃止してもいいという立場ではなく、引き続いて国からの手当はなくなりますけれども、年少扶養控除の廃止等によって地方財政が増収するということから、このお金を使ってこの事業を続けるようにという考えがあわせて示されているというのが厚生労働省の考え方です。そのことも確認したところであります。先ほど来、お聞きしておりますと、この事業については岬町の次世代育成支援後期行動計画、この冊子でありますけれども、この冊子の中で位置づけられております。きちんと明記をされているものであります。実施主体についても岬町であることが確認をされております。また成果についても先ほど、こもごも語られてきたところでありまして、異世代の交流や子どもたちの自主性や自発性が認められているということが語られたところであります。来年度以降の事業について先ほど財源の問題で活動のあり方について少しお話があったところでありますけれども、町単独では困難であるというお話でありましたが、この事業は町が実施主体として責任を持って行うべき事業であることは先ほどお認めになったとおりでありますので、今後引き続いて町としての責任を果たすその一環として財政的な支援も引き続いて求めていきたいと思っております。この件についてはこの場ではこの程度にとどめておきたいと思っておりますので、ぜひ今後の努力を期待しておきたいと思っております。

2点目の質問を行います。通告を提出した順番と少し変更をさせていただきます。2点目にはこれも町政運営方針の中で述べられました町営住宅の建てかえについて質問をさせていただきます。老朽化した緑ヶ丘住宅の建てかえをPFIの手法を用いて実施するということが述べられて

おりましたが、まずPFIというのはどういったものであるのか。またPFIによる事業実施を検討するに至った経緯をお聞かせ願います。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 PFIと言いますのはプライベート・ファイナンス・イニシアティブと言いまして、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法でございます。一般的には効率的な事業推進が図れるとともに、一定の事業コストの削減効果が得られる事業評価であると言われております。具体的には設計、施工、一括発注することによりまして事業費の軽減を図れることや、一貫した責任、施工体制が取れること、民間事業のノウハウを活用した良質な町営住宅が整備できるなど、このような効果が期待できるものでございます。

まず、この町営住宅の建て替えについてでございますけれども、町営住宅につきましては昭和29年代に建設されました淡輪、深日、小池谷、多奈川東住宅の木造公営住宅が現在23戸あります。昭和42年から46年度にかけて建設されました緑ヶ丘住宅が208戸、また昭和57年度以降に建設されました多奈川の改良住宅が136戸あります。実管理戸数といたしまして、合計367戸の町営住宅を維持管理しております。これらのうち改良住宅136戸がいわゆる新耐震基準ということで耐震性のある住宅ではございますが、町営住宅の耐震化率は戸数単位で言いますと約37%になっております。この住宅の耐震化につきましては平成18年1月に改正の耐震改修促進法の施工によりまして、平成27年度までに住宅等の耐震化率の目標が少なくとも9割と定められております。町営住宅の中でも特に鉄筋コンクリート造4階建てである緑ヶ丘住宅につきましてはその耐震性が急がれているところでございます。そのためこの耐震に当たりましてはPFI手法を導入するというに至りました。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 PFIの導入の経緯を少しお聞きしました。良質な住宅を民間のノウハウを用いてといったようなことが語られましたが、それはPFIという手法を用いなくても可能であろうというふうに私は考えています。このPFI導入の妥当性についてはまた今後議論の機会があるかと思いますが、私が考える町としての一番のねらいはどこにあるのかというのはコストの縮減にあるのではないかなというふうに感じているところであります。コストの縮減というのは無駄の削減とあわせて重要な視点であると考えますけれども、安ければよいというものでは決してありません。住民のための施設でありますから、住民の声が反映されるのかということも重要な点であります。現在お住まいの皆さんへの周知や意見聴取はなさっているのでしょうか。その点

を確認したいと思います。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 先ほどまず、P F Iの手法について民間活力の導入ということで、確かに議員のおっしゃるようにコストの削減効果も期待されております。大阪府の府営住宅の建て替えに当たりましてP F Iの手法を用いた場合は約平均10%程度の効果が従来方式と比べまして見込まれるとなっております。従来方法につきましては役所の費用も、職員、またそういう委託料等もかかります。その中で今回のP F I手法を用いれば民間の活力が活用できると状況になっております。あと、住民に対するアンケートでございますけれども、これは木造住宅にお住まいの方並びにこの町営住宅に住まれる方についてアンケートを取っております。その結果については現在の住居水準、また設備水準などを向上するにはやはり金額的に言いますと高くなってくると、その辺あたりは安価な形で住みたいという希望とか、木造住宅の方につきましては現在いろいろ地域的な状況も踏まえて現存する場所に住みたいという、そのようなアンケートも出ております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今お聞きしております町営住宅の建てかえについては先月2月10日の全員懇談会という場で説明を受けたところであります。その説明の中でお聞きしたところでは、住民の皆さんへの意見聴取につきましては自治区の区長であるとか、民生委員であるとかそういった方には建て替えについてお話をしたということであったかと記憶しているんですが、今、アンケートについて触れられましたが、そのアンケートは全員に対してなされたものであるのか、どういったアンケートでいつごろ実施したものなのか、今回の建て替えにあたってのアンケートであったのかどうか、お聞きしたいと思います。私がお聞きしたいのはP F Iを導入して緑ヶ丘住宅を建て替えるということが発生してきて、そのことについて住民の皆さんへの周知や意見聴取は十分ななされているかということについて、そのことに限ってお聞きをしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 町営住宅の緑ヶ丘住宅の建て替えにあたっての説明会というのは各個人には現在いたしておりません。言いましたように各種団体の方からの聞き取りに応じて、今後家賃にしても実際このP F I手法を用いて価格が決定した後家賃、応能益に準じた費用をいただきますから、具体的な数字についてはこの手法を用いてその経過の金額が出た後町のほうで判定して、またその収入区分に応じた形で個々の方にアンケートをいただくという形を予定しております。また、その住みかえにあたっては個々の家の世帯人数が違いますので、その辺も踏まえて今後の

計画も住民おのおの方から聞き取りながらアンケートに応じていただきたいと思いますと考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 では、建設戸数について改めて確認をしておきたいと思います。現在の緑ヶ丘住宅の戸数と建て替え後に計画している建設戸数をお答えください。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 ちょっと先ほどの回答にダブるんですけども、緑ヶ丘住宅が208戸現在ございます。その中で現在住んでいる方が135戸弱になっております。それで今度計画しておりますのは緑ヶ丘住宅の概要ですけども、平成25年度から29年度にかけて青少年運動広場のほうに約128戸の高層住宅を建設予定でございます。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 現在208戸あるもの128戸に減らすということでありました。では、先ほどお聞きした家賃のことでですけども、応能益ということでその方々の収入に応じて家賃をお支払いいただくということになるという考え方についてはお示しいただいたところではありますが、家賃については建て替えた後はどのようになることが予想されるでしょうか。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 現在その試算は詳しくは行ってないんですけども、大体1戸当たり1,300万円程度の住戸に建設費用がかかると試算しております。またその周りの公園の整備とか駐車場の整備が含まれると1戸当たり1,500万円ぐらいかかります。それをすべて住民の方に民間のような形で支払っていただくわけにはいきません。したがって、その辺福祉施策も含めまして町のほうで実際に落札した金額に応じて再度計算をし直しまして収入区分に応じたものを提示していきたいと考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 家賃についてももう少しお聞きしますが、現時点では幾らになるということが明確に示すことができないということは当然でありますけれども、現在お支払いいただいている家賃より上がることが予想されるのか、大体同じぐらゐの家賃で推移できるのか、そういった見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 将来の家賃の設定についてでございますが、まず現在の設定水準というのは面積的にも風呂がないなどの条件がございます。当然、その風呂を設置する、またエレベーターを設置する、そのような機能を盛り込むことによりまして当然上がってくるということでござい

ます。しかしながら、修理の区分において減免措置も現在考えておりますので、そのあたりは個々の方について詳しいお知らせをするということになります。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今お聞かせいただいたことによりますと、住宅の戸数は減らしての建設であるということや家賃の値上げが、居住環境がよくなるということもあわせておっしゃっておられましたが、そういったことがあったとしても金額で見ると予想されるのは家賃の値上げであるということが語られました。こういった重大な問題を含んでいるにもかかわらず、先ほどお聞きしたように住民の皆さんお一人お一人への説明はなされていないということで、その時点でPFIでの事業実施だけを先行させようとする姿勢に対しては、私は大いなる疑念を感じざるを得ないと思います。今後住民の皆さんへの説明について先ほど少しお話いただいたところでもありますけれども、いつごろどのように意見聴取をなさるのか具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 まず説明時期に入る前に、先ほど議員のほうからPFI手法の考え方について少し誤解があるように私は感じを受けますので説明させていただきます。従来型の方式で役所がこの建設にあたり設計事務所に設計図面をつくる。その後町のほうで設計する。それについても町職員のコストがかかっております。それを民間の力を用いることによりまして、先ほど府営住宅の例を説明させていただきましたように10%程度が削減されるということでございますので、住宅の建設に関しては当然家賃の算定の根拠にはなりますが、そういう従来方法に比べて10%程度下がるということでございますので、そのことについてPFI手法を選んだことについて反対されるというのはちょっといかがなものかと考えております。

それと先ほどの家賃の話なんですけれども、現在平均家賃と言いますか大体1万2,578円ということで、このあたりは公営住宅については住まれているんですけれども、幅としては6,000円から2万9,000円の家賃収入があります。それが現在の居住水準に応じた形の算定基準に基づいておりますので、これが当然居住水準が上がる、エレベーターが設置される、また老人世帯が車いすを押しても出入りがしやすい段差のない住宅、バリアフリーを目指しておりますので、そのあたりは費用的には上がってくると思います。実際の説明にあたっての我々のほうが考えているのは平成24年のほうはPFIを用いてそういう手法で業者を選定して、25年度からその建設、先ほど言いましたように建て替えにかかってきます。その25年度には皆さん方に対象戸数の方に、当然間取りの問題もございまして、24年度中に大まかなアンケートを実施して今後の建て替え計画にかかる手法を考えていきたいと考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 末原部長がPFIについて反対するのがいかがかとおっしゃいましたが、私は今この議場の中でPFIについて反対だということは一言も申し上げておりません。そのような感想をお持ちになるとか、それは個人の自由ですからそれは結構ですけれども、そういう言葉は一言も申し上げておりません。ただ私自身はPFIそのものについての大きな考え方、皆さん、PFI法をお読みになられましたでしょうか。あとはPFI法にかかわって政府が定めている基本方針をお読みになられたかと思えますけれども、私はこれを見た段階でこれは本当に住民の皆さんのことを最優先に事業に取り組まれるのかということについては率直に疑問を感じて、その文章そのものを読ませてもらいました。きょうはその時間はそれについて詳しく展開する時間は残されておられませんので、その点は結構ですけれども、非常に民間の団体、そういった団体にかなり有利になるように法律自体が定められているということから、この手法を用いて住民の皆さん最優先の事業にこの手法を用いるということについてはよく見きわめないといけないという考え方を持っているということについてはこの場で申し上げておきたいと思えます。中身についてはまた今後議論する機会がありましようから、またその場でと思えますけれども、そのことだけ一言申し上げておかねばと考えたものであります。

今、私の質問に対して住民の皆さんへの説明に対する質問については来年度中に大まかな説明を行うということでありました。この緑ヶ丘住宅については耐震性の問題ですとか、居住性の問題、質の問題、老朽化を考慮しますと建て替えによって安全性も高まりますし、住空間の質の向上など大きなメリットがあるというふうに考えているものであります。やはり住民の皆さんのための施設でありますので、住民の皆さんへの丁寧な説明と住民との合意を前提とした事業実施をこの場では求めておきたいと思えます。

次の質問に移ります。学校図書館の整備と充実についてお尋ねをいたします。かねてから設備の老朽化や蔵書の改善、図書館司書の専任配置を求めてきたものであります。きのうの町長の町政運営方針の中で、図書館司書の配置についても語られてきたところであります。今般、地方財政計画で学校図書館図書等の整備のために365億円の地方交付税措置の方針が示されたところでもあります。この内容としては学校図書の標準冊数を整備することや図書館担当職員の配置の経費などにあてる経費というふうにされておまして、この機会に学校図書館の整備と充実を図るべきであるとするものであります。まず、各学校における学校図書館の蔵書数を確認いたします。

○川端啓子議長 教育次長、古谷 清さん。

○古谷教育次長 現在の各校の蔵書数、最新の数字を報告したいと思います。淡輪小学校は蔵書数が6, 413冊、深日小学校は6, 169冊、多奈川小学校は6, 511冊、岬中学校は1万9, 919冊の蔵書数であります。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 文部科学省では学校図書館図書標準というのを定めておりまして、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数、これを定めているところであります。これをもとに考えますと、今お答えいただいた4つの学校について満たしていない学校があると思いますが、それはどの学校でしょうか。

○川端啓子議長 古谷次長。

○古谷教育次長 ご指摘の図書標準数につきましては文部科学省が設定しているものでございまして、蔵書数の一定の目安となるものと考えております。それによりまして、満たしていないところだけ申し上げますと、まず淡輪小学校は課題がございまして標準数、これは支援学級数も含めてクラス数によって計算式が変わってまいりますのでその辺があるのですが、支援学級数もあわせて計算しますと標準数は1万760冊というちょっと多目に見てそういうふうになるかなと思っています。淡輪小学校6, 413冊でございますので、これはちょっと課題があるなというふうに思っております。ただ経緯を申し上げますと、かつては1万冊を超えているという報告もいただいたこともございました。ただ古い本が多かったようございまして、ここ2、3年のうちに大変整備もして、特に昨年エアコンの入れかえとか、机、いすの配置もかえて財産区のご協力を得て施設整備をしましたので、その際に蔵書の整理をしたということでございまして、またあわせて図書管理システムを入れまして、今まで手作業であったものをすべてパソコン管理で1冊ずつ正確な数字も出たというところございまして、結果として現在整理した段階で6, 413冊という事実の数字として出てきております。結果として文部科学省の定めております図書標準数よりはかなり劣っているなということがあります。また深日小学校におきましても6, 169冊でございますが、文科省の標準で申し上げますと6, 520冊でございますので、若干少ないかなど、標準図書の蔵書も学校図書館の充実の一つの目安というふうに考えておりますので、蔵書の内容ももちろん重要なんですけれども、一つこの蔵書数も学校図書館充実の目安でございますので、この辺も充実を図る必要があるなというふうに考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今の答弁の中で目安、目安とおっしゃるんですけど、文部科学省が示しているこの図書標準というのは整備すべき蔵書の数を示しているわけですよね。整備すべきですから一

定の目安という扱いでは不十分ではないかなというふうに私は思います。今、淡輪小学校についてはさまざまな事情もあわせて語られて課題があるということで、淡輪小学校と深日小学校については図書標準数を残念ながら満たしていないということでありましたので、今後先ほど申し上げた国からの財政措置も講じられているところでもありますから、この図書の冊数についてもぜひとも努力をしていただきたいというふうに考えるものであります。

もう1つ、学校図書館について、司書の問題について確認をしておきたいと思います。図書館の司書は専任で配置する計画かどうか、またその実際にお仕事をしていただく方にどのようにお仕事をさせていただくのか、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

○川端啓子議長 古谷次長。

○古谷教育次長 いわゆる学校司書につきましてはこれまでは岬中学校に1名のアルバイトの専門職員を雇用しまして、学校図書館の充実を図っていたところでございます。来年度からはこれに加えまして小学校に配置する学校司書をもう1名雇用するというところで予算化を図っております。現在の考え方としましては、まず児童数の多い淡輪小学校へ配置しまして、そこを拠点に深日小学校、多奈川小学校へも定期的に赴きまして学校図書館の活動の充実を図る考えでございます。またあわせて整備しました図書管理システム、これも活用します。蔵書数の問題も先ほどご指摘いただいたところでございます。昨年度、国の住民生活に光を注ぐ交付金を活用して一定各小学校、中学校、またあわせて公民館、アップル館、また岬の歴史館等にも専門図書なりを充実したところでございますので、図書管理システムで各施設にどういった本があるかということも把握できます。蔵書数一部標準を満たしていないというのは事実でございますけれども、その辺本の融通もできるようにしていければいいのではないかなというふうに考えておりまして、そのためにもこの学校司書専任の者が各小学校の実情なりを把握して、調整役もかねてやっていただけるということを期待しているところでございます。かねてよりこの方につきましてはご指摘をいただいたところでございまして、この司書専任の司書を配置する必要性を強く認識したところでございます。来年度から小さな一歩でございますけれども確実な歩みを進めたいというふうに考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 専任司書の配置と、非常勤という立場ではあるかと思いますが、専任として司書が配置されるということは非常に大事な問題であると考えます。このことにより子どもたちの図書環境を充実させることにつながり、また子どもたちの心の成長の糧となることと思っておりますので、大切な一歩を踏み出されたことと考えるものであります。今後も一層

の充実を期待したいと思います。

引き続いて、防災、減災事業について質問をいたします。昨日、町長が町政運営方針で述べられたあらゆる災害から住民の生命、財産を保護するという視点は自治体の基本であり、津波に備えた海拔表示看板の設置が進むなど町として一定の努力を払っておられるところと認識するものであります。東日本大震災発生以来毎回の議会で防災対策についてはさまざまな質問をしてまいりましたが、先日ある方から災害のときにどこを通過して避難所へ逃げたらいいかということを考えてると非常に不安になるという声をお聞きしました。そこで避難路についてお聞きしたいと思います。岬町では具体的にどの道を避難路として確認をされているのでしょうか。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 災害時での避難路の確保については災害発生時に避難地に避難するための安全な道路、また緑道、人が歩ける散策道でございます、幅員3メートル以上の道路を避難路として本町の地域防災計画に定めております。具体的には災害発生時に住民の方々が町内の指定しております避難地また避難所の各小学校を初め22の施設、また津波発生時に昨年ご協力いただきました各地区の高台にある民間施設12施設にそれぞれ避難することになっておりますが、その際避難所に通じる道路が避難路となります。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 さらにお聞きをしたいと思います。先ほどお答えいただきました避難路についてですけれども、地域防災計画の中では避難路の整備と安全性の向上を図るために以下の事柄への努力をあわせて掲げられております。1つ目は沿道における耐震、耐火建築物の整備促進及び緑化の促進。2つ目に落下、倒壊物対策の推進。3つ目に誘導標識、誘導灯の設置。4つ目に段差解消、誘導ブロックの設置等と書かれておりました。さらに同じく岬町の地域防災計画の中で避難路の確保について岬町や警察、道路管理者は住民の安全のために避難路の確保に努めると書かれてもおりました。町として避難路の確保に努め、安全性の向上のために調査や整備を行ったことがありましたらお示しをいただきたいと思います。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 避難路の安全性についてはご指摘のとおり、沿道の耐震、耐火建築物の整備促進、落下、投下物対策の推進、誘導標識、誘導灯の設置、段差解消、誘導ブロックの設置など道路管理者、また各関係機関へそれぞれ周知徹底を図っているところでございます。また各自治会においても道路の安全性の確保のために異常等があれば町に対して要望され、緊急性の高いところについては即時対応しているところでございます。また消防団、消防署においても町内巡回及

び巡視時に異常、支障のある道路については道路管理者に通告し、即時に対応しているところでございます。また今、担当課の資料によりますと本年23年度の道路の補修工事でございます約80件、費用額で約900万円、するとあわせて緊急対応で職員が直接応急処置を講じたということで簡易のアスファルト補修工事でございます45件実施しております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 道路の補修等についてもただいま示されたところでありますけれども、もちろん担当課としてもこれで十分だということではないと思います。昨年の12月消防防災施設等の整備にかかる主な財源措置の考え方が国から示され、地方単独事業への緊急防災、減災事業の財源措置が実施されることとなっております。こういった財源も活用して災害から住民を守る事業の具体化を改めて求めておきたいと思います。ただし防災に強いまちづくりというものは行政と住民とが連携をし地域の実情に見合う具体化が求められるために、自治区や自主防災組織など、また先ほど述べられました消防団の皆さんなどと協議を丁寧に行い支援をし実効性のある事業の具体化が必要であると考えます。丁寧な協議を行う中で避難路の安全対策や必要な物資の購入など防災、減災のために必要な経費が生じる場合は今申し上げた国の予算措置も十分に活用して、地域に根ざした事業展開がなされるよう期待をして、この件についての質問はおわります。

最後になりましたが、短時間で東日本大震災にかかわって災害廃棄物の受け入れについて、きのうの一般質問で田島議員のほうから放射能に汚染された疑いのあるがれきの処理にかかわって質問されておりますので、これを繰り返し聞くということはありませんけれども、そこで町長がお答えになった汚染された疑いのあるがれきの処理は住民感情から受け入れられないのではないかという考え方が示されたところであります。再度、担当部局のほうから岬町としてこのがれきの受け入れについてどう考えているのかを確認したいと思います。大阪府のほうでは来年、再来年2カ年において最大18万トンを府下で処理をするという考え方が示されましたので、岬町にも問い合わせがあるかもしれません。今後こういったことがあった場合にどのように考えるのか、結論だけで結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 結論だけ言うと誤解を受けますので、若干理由も含めて。

○中原 晶議員 質問時間が残り少ないので、結論だけお答え願います。

○芦田しあわせ創造部長 そうですか。それでは結論から先に言いますと、現在の大阪府の処理指針、昨年12月に出ましたけれども、そのようなものも考慮したとしても本町としては放射性物

質を含んだ災害廃棄物については受け入れないという考え方であります。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 結論だけ聞いて申しわけなかったですけど、時間の関係があつて結論だけお聞かせをいただきました。受け入れないということが確認されたわけであります。震災で発生したのがれき処理への協力というのは被災地の復旧や復興の大きな支援になるということは重々承知しておりますけれども、住民の皆さんの中には確かに放射能に汚染されたがれきを受け入れることへの大きな不安があるというのも事実であります。また今後どういったことになるかわかりませんので、この受け入れについて検討していくという場合は全住民への丁寧な説明はもちろん、住民の合意なしにいかなる決定もすることのないようこの場で改めて求めておきたいと思ひます。質問を終わります。

○川端啓子議長 中原 晶さんの質問が終わりましたが、末原部長のほうから先ほどの答弁について釈明したい旨申し出が出ておりますので、これを許可したいと思います。

○末原都市整備部長 先ほどの中原議員のPFIの導入についての発言内容を誤って私のほうで返しまして回答いたしました。この場をお借りしておわびいたします。今後このようなことのないよう発言内容を十分解して答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○川端啓子議長 これをもって一般質問を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 田島議員、どうぞ。

○田島乾正議員 先ほど中原議員が災害のがれき等についての受け入れの部分について質問した。そして私が過日きのう町長にがれき等の質問、この中で答弁が若干違うのでちょっと確認をしたいと思ひます。芦田部長は放射能のがれき等については受け入れない。過日、田代町長は今、大阪府各市町村で協議して検討するニュアンスの答弁をいただいたんですけど、若干答弁が違うので整理していただきたいと思ひます。

○川端啓子議長 暫時休憩したいと思います。休憩後にまた調整したいと思いますので、よろしいでしょうか。暫時休憩します。再開は15分です。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前に田島議員から理事者の答弁に対する疑問を持ったこととのご発言がございました。これについてのきちっとした発言を許可したいと思います。芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 やはりちょっと誤解を受けたようでありまして、先ほどの中原議員のご質問に対して私は結論だけ申し上げましたけれども、その理由というものがありましてその理由についてここで若干補足説明をさせていただきたいと思います。震災以降の動きにつきまして関西レベルでいきますと、災害支援に当たりましてはまず関西広域連合が震災から2日後の会合において被災地支援をカウンターパート方式によって行うことを決定し、それぞれ担当する府県を割り当てて、大阪府では岩手県を担当するということになり職員等も派遣をしてきたところでありまして、大阪府では災害廃棄物の処理についても震災後処理計画策定支援として職員を派遣し、岩手県への支援や調整を行ってきたところでありまして、被災地の復旧、復興のためには災害廃棄物の迅速な撤去処理が大前提でありまして、特に岩手、宮城両県では県内施設を最大限活用するとともに仮設焼却施設等を設けて処理を行っております。例えば仙台市については仮設焼却施設を設けて来年2013年度には災害廃棄物の処理を終えるというふうなところまでできております。ただ県レベルで考えますと全体として処理能力が不足をし、ここから広域処理での協力が求められてきたわけでありまして、しかしながら、一方では福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散が確認されていることから災害廃棄物にも当然放射性物質が紛れ込んでいるということから、これを被災地以外で処理をすることに対する不安も広がっているところでありまして、環境庁は昨年8月に一定の基準を決めました。また大阪府では独自に昨年検討委員会を設けて12月27日には東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針を公表し、この指針では震災により発生した災害廃棄物を大阪区域において処理を行う場合に技術的な観点から必要な事項を定めるといことで、府民への健康に影響がないことを前提にこの処理を支援するというを目的としているところでありまして、詳細な内容については省略します。岬町ではこの大阪府が公表している指針を受けて、指針で示された放射性物質濃度が基準値内である災害廃棄物であってもゼロではありませんので、まず岬町の美化センター施設全体が汚染をされるということでありまして、特に今回の放射性物質はセシウムがほとんどであるというふうに言われていますけれども、セシウム137の半減期は30年でありまして、そうすると30年にわたって継続して汚染が残ることが1点挙げられます。それに伴ってこの施設で働く作業員の健康への不安というものをどのように払拭するかということが課題として挙げられます。またこれらの放射能の測定や非常時の対策についてが日常的な業務になるということが考えられます。さらにこの焼却に伴って放射性

物質がどのように拡散するかということについての確証がまだ得られておりません。環境庁の検討会議の中ではマグフィルターを設置した焼却場であれば放射性物質は99.9%除去できるというふうに言われております。しかしながら、この99.9%除去できるというのは放射性物質を使った施設での結果ではありません。これはどこかの市のいわゆるぜんそく患者が多発しているところでの通常の大気汚染の中の2.5ミクロン以下の局所粒子についてマグフィルターでは99.9%除去できるというふうな結果に基づいてセシウムもそれで除去できるであろうという推定に基づいたものであります。ただこの問題についても、例えばセシウムについては気化する温度が670度ぐらいです。焼却炉は800度ですから当然気化します。気化したガスが果たしてマグフィルターで補足することができるのかどうかという現実の問題、このことについては実験結果が何も得られてないということがあります。そういう不安があるということでもあります。それから当然灰になりますので、その灰に濃縮します。この濃縮した焼却灰の処理について場所がまだ確定しておりません。セシウムは水溶性が非常に高いので、海洋埋め立て地への埋め立てということについては否定できない意見が非常に強いわけです。では陸地にそれをどこかに集めるかということになると場所がなかなか決まらないという問題があります。そうするとその最終処分場が決定するまでひょっとしたらその焼却灰は岬町の美化センターで管理しなければならないというような事態も発生してきます。これは現実に東京都等の下水処理場で、東京都もかなり汚染されましたけれども、それがかなり下水処理場のほうに集まってきた1万ベクレルを超えるような高濃度の汚泥になって今溜まっています。下水処理場から持ち出せないというような状況でどんどんそれが溜まっている状況になっています。そういうような状況にも成りかねないということがあります。このような状態の中ではこの放射性物質を含んだ廃棄物の焼却について住民の理解を得るといことが現在の時点では困難であるというふうに判断をしております。確かにこの大震災におけるがれきの処理については我々も協力したいということで、当初昨年5月でしたか、環境庁からアンケートがあったときには手を挙げたわけです。ただこの時点ではごみ処理については放射性物質を含んだ廃棄物は除くというのがそれまでの法律です。ですから、当然我々としてもごみ処理というのは通常の放射性物質を含まないそのようなごみについて当然それは協力するよということでしたけれども、いきなりそれが産業廃棄物を含んだ物も全部処理をするということ、確かあれはアエラだったと思いますけれども、どーんと載ってしまったということがあります。そういうことからすると我々としても放射性物質を含んだ廃棄物を処理していくということについては今後さまざまな角度から再度検討しなければならない課題がかなりあるということでもありますので、本町としても現時点では災害廃棄物については受け入れないという考え

方で現在至っているところであります。

○川端啓子議長 では、次に進みたいと思いますが、末原部長から先ほどの答弁で誤りを訂正したい旨申し出が出ておりますので、これを許可したいと思います。

○末原都市整備部長 貴重な時間、ありがとうございます。緑ヶ丘住宅の平均家賃の件でございますが、先ほど私の答弁が1万2,578円となっておりますが、正しくは5,634円です。訂正しおわび申し上げます。

○川端啓子議長 理事者側におかれましては今後このようにまた訂正訂正ということがないようにしっかりと気を引き締めていただきたいということを理事者側に言っておきます。

では、次に進みたいと思います。

○川端啓子議長 日程2、議案第2号 平成23年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程2、議案第2号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」につきまして、その概要を説明いたします。

本町の財政状況は個人消費の落ち込みや企業業績の下振れ懸念、さらに地価下落による町税収入の落ち込みなどにより歳入が減少しているとともに、歳出におきましては少子高齢化の進展にかかる社会保障関係経費の増加に加えて、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫していることにより引き続き厳しい状況にあります。今般の補正予算につきましては、法令等に基づくものや緊急性の高い経費など真に必要な経費及び補助金等の交付決定に伴う財源更正、並びに不用額の調整などを中心に編成いたしましたものでございます。

それでは議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,654万3,000円とするものでございます。

2ページの「第1表歳入歳出予算補正」をごらんください。まず歳入予算の概要につきまして説明いたします。引き続き2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては8ページから10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。まず、地方特例交付金につきましては交付決定に伴い380万2,000円を減額計上するものでございます。地方交付税につきましては、普通地方交付税といたしまして交付決定に伴い1,579万8,000円を計上す

るものでございます。次に、国庫支出金につきましては補助金等の交付決定に伴い国民健康保険基盤安定負担金3万2,000円、地域生活支援事業費等補助金67万8,000円、合わせて71万円を計上いたしております。次に、府支出金につきましては424万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては補助金等の交付決定に伴い、障害者自立支援対策臨時特例交付金294万円を増額計上する一方、大阪府議会議員泉南郡選挙区選挙執行委託金93万9,000円を減額計上いたしております。次に、寄附金につきましてはいずれも個人の方からの指定寄附金といたしまして、こぐま園に対する児童福祉寄附金3万円、深日小学校に対する小学校費寄附金5万円、合わせて8万円を計上いたしております。繰入金につきましては本補正予算の財源調整といたしまして1,001万5,000円を減額計上いたしております。

続いて3ページをご参照願います。詳細につきましては起債発行可能額の決定に伴い臨時財政対策債215万1,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。総務費につきましては38万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては固定資産税償却資産の課税方法に制度改正があり、その改正内容の取り扱いに錯誤があったことに伴います町税過誤納償還金258万3,000円、大阪府議会議員泉南郡選挙区選挙費及び岬町議会議員一般選挙費に係る不用額合計で219万9,000円を減額計上いたしております。次に、民生費におきましては1,639万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては障害福祉サービスなどの自立支援給付に対する利用者負担の見直しに伴う障がい者システム改修経費に294万円、居宅介護サービスなどの介護給付費等の決算見込みに伴う介護保険特別会計繰出金972万円を計上いたしております。次に、土木費につきましては下水道事業特別会計決算見込みに伴い下水道事業特別会計繰出金247万2,000円を減額計上いたしております。教育費につきましては64万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては深日小学校への指定寄附を財源とする図書購入費5万円、生涯学習課の青少年センターへの移転に伴う電話架設経費59万2,000円を計上いたしております。公債費につきましては不用額の調整といたしまして地方債元金償還金326万円、地方債利子償還金682万8,000円、合計で1,008万8,000円を減額計上いたしております。

続きまして、5ページを参照願います。「第2表債務負担行為補正」をごらんください。24年度以降に債務の発生が見込まれる事業といたしましてアップル館運営事業を追加するものでございます。その期間を平成26年、限度額を404万7,000円とするものでございます。次

に、「第3表地方債補正」をごらんください。臨時財政対策債の限度額の変更を行うものでございます。起債発行可能額の決定に伴い、その限度額を3億4,000万円から3億3,784万9,000円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはごらんのとおりでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜わりますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程3、議案第3号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 日程3、議案第3号、平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件につきまして、ご説明いたします。

今回の補正予算は国民健康保険基盤安定負担金の確定による国、府、町からの繰り入れについて補正をお願いするものでございます。補正の内容につきまして、ご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算について財源調整ですので、歳入歳出予算の総額の変更はございません。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページ、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。まず、国民健康保険料としまして165万7,000円を減額補正するものであります。内容といたしまして、一般被保険者、国民健康保険料165万7,000円を減額するものでございます。次に、繰入金、一般会計繰入金としまして165万7,000円の増額補正でございます。内容といたしまして国、府からの負担金と町からの負担金4分の1を合わせて一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れするものでございます。

続きまして歳出の概要についてご説明させていただきます。議案書は同じく2ページ、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。補てん給付金、療養諸費と次の項2の高額療養費につきましては一般会計から保険基盤安定繰入金の軽減分と支援分をこの費目で計上して充当しておりますことから、財源更正をするものでございます。

以上が、平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程4、議案第4号「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 日程4、議案第4号、平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件についてご説明いたします。

予算書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,257万7,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、受益者負担金の増額及び地方債借入額の確定に伴い、下水道事業特別会計の財源調整により247万2,000円の減額を行い、2億9,226万9,000円とするものです。次に、分担金及び負担金、負担金につきましては供用開始区域の拡大等により138万8,000円の増額を行い、702万1,000円とし、歳入合計5億7,257万7,000円とするものです。

次に、歳出といたしまして、同じく2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては開発地の供用開始や公共下水道整備区域が拡大されたことにより120万2,000円の増額を行い、1億179万1,000円とするものでございます。次に、公債費、地方債費償還金につきましては地方債の借入月額や利子の利率が決定したことにより228万6,000円の減額を行い、3億7,959万円とし、歳出合計5億7,257万7,000円とするものです。

本件につきましては事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程5、議案第5号「平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 日程5、議案第5号、平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件につきましてご説明いたします。

今回の補正内容でございますけれども、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,925万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億464万円とするものでございます。今回の補正の主な理由は保険給付金について要介護認定者に係る介護サービス費が増加し、一方では要支援者に係る介護予防サービス費が減少しているための増額補正、及び介護システムの改修費に係る補正の3点でございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページ、詳細につきましては5ページ、6ページをあわせてご参照ください。

歳入の補正予算としまして、保険料として1,308万7,000円、国庫支出金として1,904万3,000円、支払基金交付金として1,970万1,000円、府支出金として770万2,000円、繰入金として972万円の増額補正であります。内訳としまして、先ほど概要説明しましたけれども、まず後ほど歳出に出てまいります保険給付費の増額補正に係る財源の増額を行うものとしてはこのうちの6,576万4,000円の増額補正になります。

次に、地域支援事業において在宅での介護を支援する目的で実施しています家族介護支援事業費が増加しているために行う増額補正で、国庫補助金、府補助金をあわせて33万9,000円の増額補正となっております。

3つ目に平成24年度から実施される介護報酬改定に係るシステム改修については介護保険事業に係る国庫補助金として172万1,000円と一般会計からの繰入金として142万9,000円を充当する増額補正でございます。

続きまして、歳出のほうの説明に入ります。

議案書の3ページ、詳細につきましては7ページ、8ページをあわせてご参照ください。

補正予算の内訳として、まず1つ目、総務費として介護保険システム改修に係る経費315万円の増額補正であります。

次に、保険給付費におきまして要介護認定者に係る介護サービス等諸費については7,112万9,000円の増額補正であります。

次に、要支援者に係る介護予防サービス等経費については816万5,000円の減額補正を行うなど総額では6,567万9,000円の増額補正を行うものであります。

最後に、地域支援事業につきましては42万4,000円の増額補正です。

以上が、平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

○川端啓子議長 和田議員。

○和田勝弘議員 7ページの事務費の件ですけれど、事務処理のシステム改造委託料ですが、これはもうちょっと詳細に何にしているのか、機械を改造するのに要するのか、事務関係の経費で軽減のために要するのかその点もちょっと詳しくお願いします。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 今回、介護保険に係りましては介護報酬の単価改正がございました。岬町の介護保険システムのソフト面の改修もこれに応じて行わなければなりませんので、その経費として計上いたしておるものでございます。

○川端啓子議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで、大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算(第3次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。再開は13時、午後1時です。

(午前11時51分 休憩)

(午後01時02分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

○川端啓子議長 日程6、「平成24年度当初予算に関する説明」から日程18、議案第17号「平成24年度岬町水道事業会計予算の件」までの13件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、日程6から日程18、議案第17号までの13件を一括議題にすることに決定いたしました。平成24年度当初予算に関する説明を求めます。副町長、中口守可さん。

○中口副町長 日程6、平成24年度当初予算に関する説明及び日程7、議案第6号、平成24年度岬町一般会計予算の件から日程18、議案第17号、平成24年度岬町水道事業会計予算の件まであわせて、13件の提案の説明をさせていただきます。少し長くなりますが、よろしくお願いたします。

それでは、まず平成24年度岬町一般会計予算の件についてご説明いたします。

予算書2ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出予算それぞれ66億5,600万円を計上いたしており、対前年度比1.7%の増となっております。なお、平成24年度予算では平成14年度に借りました給食センター整備事業及び臨時財政対策債に係る借換債の発行に伴いまして歳入歳出にそれぞれ3億7,020万円を計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は3.0%の減となっております。また、一般会計予算には国と大阪府、合わせまして2億6,595万4,000円の受託事業を計上いたしております。平成23年度には同じく3億9,206万6,000円を計上いたしておりましたので、先の借換債と合わせて受託事業経費を除きますと、財政規模は対前年度比1.1%の減となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は予算書10ページ、第2表債務負担行為に掲げております。債務負担行為設定事項は退職手当、分割式分でございますが、そういう退職手当となっております。

第3条の地方債につきましては、予算書11ページ、第3表地方債に掲げております。町の整備事業ほか5事業につきまして事業ごとに地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書13ページ、

14ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては16ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、町税につきましては22億3,656万3,000円を計上いたしております。世界的な経済不況からいまだ景気回復が本格軌道には至っておらないことに加えまして、固定資産評価替えの影響などを受けて、対前年度1,193万7,000円の減額となっております。款2、地方譲与税から款9、地方特例交付金までの各種剰余金、交付金につきましては2億9,641万円を計上いたしております。平成23年度の収入見込み及び平成24年度の地方財政計画などを踏まえまして、対前年度2,566万3,000円の減額となっております。款10、地方交付税につきましては本町の税収等の状況、平成23年度見込み額や平成24年度地方財政計画などを踏まえ、対前年度1億4,500万円増額の18億6,500万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が16億円、特例地方交付税が2億6,500万円となっております。款11、交通安全対策特別交付金につきましては前年度と同額の400万円を計上いたしております。款12、分担金及び負担金につきましては学校給食保護者負担金の減少などにより、対前年度301万円減額の1億823万5,000円を計上いたしております。款13、使用料及び手数料につきましては第二阪和国道建設に際して発生した土砂の仮置きを終了に伴う町有地使用料の減少などにより、対前年度1,312万7,000円減額の9,523万2,000円を計上いたしております。款14、国庫支出金につきましては子どものための手当等国庫負担金の減少などにより、対前年度7,201万9,000円減額の3億4,550万9,000円を計上いたしております。款15、府支出金につきましては大阪府知事選挙や大阪府議会議員選挙委託金の減少などにより、対前年度1,472万1,000円減額の3億6,069万3,000円を計上いたしております。款16、財産収入につきましては町有地売り払い収入の減少などにより、対前年度1,932万円減額の1,623万3,000円を計上いたしております。款17、寄附金につきましては岬ゆめ・みらい寄附金の減少などにより、対前年度24万4,000円減額の183万6,000円を計上いたしております。款18、繰入金につきましては対前年度545万9,000円減額の1億6,954万円を計上いたしております。まず、基金繰入金の内容といたしまして当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金として前年度同額の1億5,000万円、さくらの会平成の通り抜けさくら管理経費に充当するための多奈川地区多目的公園管理基金繰入金133万円、大阪マリンフェスティバルなど地域活性化事業に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金450万円、合計1億5,583万円を計上いたしております。また、特別会計繰入金の内容といたしましては介護保険特別会計、保険事業

勘定繰入金に充当するための介護保険特別会計介護サービス事業勘定繰入金39万9,000円、各小学校の便所改修など学校施設や設備の改修事業等に充当するための淡輪財産区特別会計繰入金433万9,000円、深日財産区特別会計繰入金436万3,000円、多奈川財産区特別会計繰入金460万9,000円、合計1,371万円を計上いたしております。款20、諸収入につきましては関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備受託事業収入の減少などにより、対前年度9,455万1,000円減額の3億6,049万8,000円を計上いたしております。款21、町債につきましては7億9,625万1,000円を計上いたしております。借換債や町民体育館整備事業債などの増加などにより、対前年度2億3,705万1,000円の増額となっております。なお、借換債を除く対前年度は6,794万9,000円の減額となっております。

次に、歳出予算概要を説明させていただきます。予算書15ページをごらんください。なお、詳細につきましては33ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。款1、議会費につきましては議員報酬や期末手当の減少などにより、対前年度2,776万8,000円減額の1億1,057万1,000円を計上いたしております。款2、総務費につきましては職員の手当、職員の退職手当や戸籍電算化事業の増加などにより、対前年度3,100万4,000円増額の7億4,310万4,000円を計上いたしております。厳しい雇用失業情勢に対応するため前年度に引き続き緊急雇用創出事業計上するほか、男女共同参画社会の実現を目指しまして、平成15年度に策定した現行の男女共同参画プランの見直しに係る経費を新たに計上いたしております。款3、民生費につきましては子どものための手当への再度改正に伴う扶助費や多奈川小学校への多奈川保育所を併設するための整備事業費の減少などにより、対前年度1億461万1,000円減額の18億6,737万2,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては平成25年度に向けて地域福祉計画の策定に着手するほか、乳幼児入院医療費助成事業に係る対象年齢を従来の就学前から小学校卒業年度末までに引き上げ、さらに入院、通院とも所得制限を廃止することで、これまでの助成制度の拡充を図ることといたしております。款4、衛生費につきましては浄化槽清掃及び汚泥収集運搬業務助成事業の減少などにより、対前年度585万2,000円減額の5億7,641万5,000円を計上いたしております。前年度からの拡充施策といたしましては妊婦の健康管理の充実、及び経済的負担の軽減を図るために妊婦健診の検査項目について新たに超音波検査の助成を行うほか、がん検診につきましては従来の子宮がん、乳がん検診に加えまして、平成23年度補正予算で新たに措置いたしました大腸がん検診を本年度も引き続き継続することといたしております。款6、農林水産業費につきましては

は林道改修事業費の増加などにより、対前年度121万8,000円増額の3,626万7,000円を計上いたしております。款7、商工費につきましては深日港活性化のためのイベント事業や大阪府立大学との包括連携による新たな観光交流のあり方について研究を行う観光交流スポーツツーリズム研究事業など新規施策の増加などにより、対前年度304万6,000円増額の3,521万1,000円を計上いたしております。款8、土木費につきましては大阪府受託事業の関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備事業の減少などにより、対前年度1億6,726万4,000円の減額であります8億7,486万1,000円を計上いたしております。町道岬海岸番川線整備事業につきましては前年度に引き続き法面の安全対策、及び拡幅整備を行うほか、緑ヶ丘住宅建てかえPFI方式により実施するための必要な経費を計上いたしております。款9、消防費につきましては阪南岬消防組合負担金の増加などにより、対前年度1,112万1,000円増額の3億6,051万4,000円を計上いたしております。防災対策といたしまして、地域防災計画を踏まえた必要な災害用備蓄食料及び生活物資の購入に係る経費を昨年度に引き続き計上いたしております。款10、教育費につきましては、前年度1億1,662万5,000円増額の5億6,417万9,000円を計上いたしております。地域防災計画におきまして緊急避難所と位置づけられている町民体育館につきましては耐震補強に加えまして、高齢者や障害のある方に対応できるよう便所やスロープなどのバリアフリー化などに係る事業費を計上いたしております。また、年次的に実施しております学校耐震補強事業におきましては、今年度は普通教室棟2棟の実施設計を実施するとともに、耐震診断、第2次診断でございますが、9棟に係る経費を計上いたしております。震災の教訓を踏まえまして、可能な限り早期に義務教育施設の耐震補強事業を終了させることで安全で安心な学校づくりを目指すものでございます。款12、公債費につきましては通常分の元利償還金は減少するものの、借換に伴う償還金の増加に伴い、対前年度2億5,273万5,000円増額の14億6,457万8,000円を計上いたしております。なお、借りかえを除く対前年度は5,226万5,000円の減額となっております。款13、諸支出金につきましては海釣り公園管理基金などの基金積立金の増加により、対前年度174万6,000円増額の1,792万8,000円を計上いたしております。款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が、平成24年度岬町一般会計予算でございます。

次に、平成24年度岬町住宅資金等貸付事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。

予算書108ページをごらんください。第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ267万9,000円を計上いたしております。対前年度比68.0%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書112ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては114ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、諸収入につきましては、貸付対象者からの貸付元利収入といたしまして、対前年度492万4,000円減額の264万7,000円を計上いたしております。

款2、府支出金につきましては、住宅新築資金等貸付事業府補助金といたしまして、対前年度76万2,000円減額の、3万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書113ページをごらんください。なお、詳細につきましては115ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、住宅新築資金等貸付事業費につきましては、運用管理費といたしまして、対前年度7,000円減額の1万3,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、対前年度491万7,000円減額の263万4,000円を計上いたしております。

款3、前年度繰上充用金につきましては、平成23年度財源不足見込額といたしまして、対前年度76万2,000円減額の3万2,000円を計上いたしております。

以上が、平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

次に、平成24年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書118ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ27億7,007万8,000円を計上いたしております。対前年度比7.2%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書124ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては126ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、国民健康保険料につきましては、一般被保険者保険料の増加などにより対前年度7,577万8,000円増額の7億2,089万6,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などといたしまして、前年度と同額の2,000円を、款3、使用料及び手数料につきましても督促手数料といたしまして前年度

と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては療養給付費負担金の負担率の変更に伴う減少などにより、対前年度4,515万1,000円減額の5億5,397万5,000円を計上いたしております。

款5、療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金といたしまして対前年度1,895万2,000円減額の9,412万2,000円を計上いたしております。

款6、前期高齢者交付金につきましては、対前年度1億7,638万5,000円増額の8億9,295万4,000円を計上いたしております。

款7、府支出金につきましては、普通調整交付金の交付率の変更に伴う増加などにより、対前年度2,790万1,000円増額の1億3,704万7,000円を計上いたしております。

款8、共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金の増加などにより、対前年度204万円増額の2億1,997万1,000円を計上いたしております。

款9、財産収入につきましては、基金預金利子の減少により対前年度8万6,000円減額の1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、財政基盤安定基金繰入金の減少などにより、対前年度3,176万4,000円減額の1億5,037万円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、特定健康診査等受託料の増加などにより、対前年度19万6,000円増額の73万9,000円を計上いたしております。

なお、繰越金につきましては、前年度繰越金の減少に伴い科目を廃止するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書125ページをごらんください。なお、詳細につきましては132ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、職員給与費の減少などにより対前年度199万5,000円減額の3,898万6,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の増加などにより、対前年度1億5,862万6,000円増額の20億3,839万円を計上いたしております。

款3、後期高齢者支援金等につきましては、対前年度2,111万6,000円増額の2億7,365万3,000円を計上いたしております。

款4、前期高齢者納付金等につきましては、対前年度41万6,000円減額の31万8,000円を計上いたしております。

款5、老人保健拠出金につきましては、老人保健医療費拠出金の増加などにより、対前年度7

万円増額の8万7,000円を計上いたしております。

款6、介護納付金につきましては、対前年度748万8,000円増額の1億1,336万6,000円を計上いたしております。

款7、共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金の増加などにより、対前年度327万円増額の2億4,337万3,000円を計上いたしております。

款8、保健事業費につきましては、対前年度237万7,000円減額の2,925万4,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、特定健診事業や生活習慣病予防対策事業に加えまして、ジェネリック医薬品への変更勧奨などを通じて医療費の適正化を図る事業を引き続き実施するものでございます。

款9、基金積立金につきましては、財政基盤安定基金積立金の減少により、対前年度8万6,000円減額の1,000円を計上いたしております。

款10、公債費につきましては、一時借入金といたしまして、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

款11、諸支出金につきましては、一般被保険者保険料還付金の増加などにより、対前年度65万円増額の165万円を計上いたしております。

款12、予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

以上が、平成24年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

続きまして、平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件につきましてご説明いたします。

本会計は、原則75歳以上の高齢者を対象とした医療制度の創設に伴いまして、平成20年度に特別会計を設置されたものでございます。

予算書148ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2億4,156万7,000円を計上いたしており、対前年度比5.5%の増となっております。

事項別明細書により予算書の概要を説明させていただきます。予算書の152ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては154ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の増加などにより対前年度880万1,000円増額の1億8,769万6,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度387万2,000円増額の5,386万8,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、預金利子などといたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書153ページをごらんください。なお、詳細につきましては156ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度3万9,000円減額の408万7,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度1,266万2,000円増額の2億3,688万円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては、保険料還付金といたしまして、対前年度5万円増額の50万円を計上いたしております。

款4、予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上いたしております。

以上が、平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、平成24年度岬町下水道事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書159ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ6億2,342万9,000円を計上いたしております、対前年度比8.1%の増となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書163ページ第2表、地方債に掲げております。下水道事業について地方債の限度額、記載の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の165ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては167ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度222万5,000円減額の2億9,560万1,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、公共下水道事業債の増加などにより、対前年度4,570万円増額の1億8,910万円を計上いたしております。

款3、国庫支出金につきましては、公共下水道事業補助金といたしまして、前年度と同額の1,500万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、延滞金の増加などにより、対前年度11万2,000円増額の75万1,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料などといたしまして、対前年度150万2,000円増額の1億1,575万円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度159万4,000円増額の722万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書166ページをごらんください。なお、詳細につきましては170ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度802万1,000円増額の1億1,152万9,000円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、公共下水道事業費の増加などにより、対前年度3,306万3,000円増額の1億2,442万5,000円を計上いたしております。事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費376万5,000円、公共下水道事業費1億2,066万円となっております。

款3、公債費につきましては、地方債元利償還金などといたしまして、対前年度559万9,000円増額の3億8,747万5,000円を計上いたしております。

以上が、平成24年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。

予算書183ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,176万6,000円を計上いたしております。対前年度比13.6%の増となっております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の187ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては189ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度183万7,000円増額の1,003万9,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料などといたしまして、対前年度12万7,000円減額の161万1,000円を計上いたしております。

款3、分担金及び負担金につきましては、排水処理施設分担金といたしまして対前年度30万6,000円減額の11万5,000円を計上いたしております。

新たに、款4、諸収入といたしまして、延滞金1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書188ページをごらんください。なお、詳細につきましては191ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度109万5,000円減額の454万3,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、対前年度250万円増額の722万3,000円を計上いたしております。

以上が、平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件につきましてご説明いたします。

予算書の195ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ16億3,258万4,000円を計上いたしており、対前年度比10.2%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書201ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては203ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度1,082万2,000円減額の2億6,241万7,000円を計上いたしております。

款2、分担金及び負担金につきましては、泉南市、阪南市との2市1町で共同設置しております介護認定審査会の事務局が平成22年度から平成24年度までの3年間、本町が担当していることに伴いまして、2市からの認定審査会負担金として、対前年度81万円減額の2,920万7,000円を計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の2万6,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度3,600万2,000円増額の3億6,941万7,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の増加などにより、対前年度2,918万6,000円増額の4億3,990万1,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度3,000万9,000円増額の2億2,743万4,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度6,770万1,000円増額の3億403万8,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金2億5,345万8,000円、介護給付費準備基金繰入金5,058万円となっております。

款11、諸収入につきましては、介護保険料延滞金などといたしまして、対前年度7,000円増額の14万3,000円を計上いたしております。なお、繰越金につきましては、前年度繰越金の減少に伴い、科目を廃止するものでございます。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の202ページをごらんください。なお、詳細につきましては208ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度187万5,000円増額の8,772万3,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増加などにより、対前年度1億5,123万9,000円増額の15億1,074万7,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、介護予防事業費の減少などにより、対前年度194万1,000円減額の3,151万4,000円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして50万円を、款7、諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして10万円を、款8、予備費につきましても20

0万円をそれぞれ前年度と同額を計上いたしております。

以上が平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

次に、平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件につきましてご説明いたします。予算書226ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,455万4,000円を計上いたしており、対前年度比7.6%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の230ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては232ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、サービス収入につきましては、国保連合会から支払われる介護報酬などいたしまして、対前年度49万4,000円減額の1,425万4,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、新たに介護予防研究協力金として30万円を計上するものでございます。なお、繰越金につきましては、前年度繰越金の減少に伴い、科目を廃止するものでございます。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の231ページをごらんください。詳細につきましては233ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、事業費につきましては、居宅予防サービス等事業費といたしまして、対前年度119万4,000円減額の1,455万4,000円を計上いたしております。

以上が平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

次に、平成24年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書235ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,146万円を計上いたしており、対前年度比62.7%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の239ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては241ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、土地貸付の終了に伴う収入の減少などにより、対前年度13万7,000円減額の385万4,000円を計上いたしており、款2、繰越金につきましては、

前年度繰越金といたしまして1,000円を、款3、諸収入につきましても、預金利子といたしまして1,000円を、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度1,909万円減額の760万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書240ページをごらんください。なお、詳細につきましては243ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の減少などにより、対前年度2,091万7,000円減額の559万1,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度169万円増額の486万9,000円を計上いたしております。一般会計繰出金の内容といたしましては、淡輪小学校図書室の整備及び便所改修を行うために433万9,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が平成24年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、平成24年度岬町深日財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の247ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2,683万1,000円を計上いたしており、対前年度比32.0%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の251ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては253ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の増加などにより、対前年度29万2,000円増額の2,246万円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして1,000円を、款3、諸収入につきましては、預金利子などといたしまして7,000円を、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度1,291万8,000円減額の436万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書252ページをごらんください。なお、詳細につきましては255ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の減少などにより、対前年度3万6,000円減額の662万7,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度1,259万円減額の1,920万4,000円を計上いたしております。一般会計繰出金の内容といたしましては、深日小学校グラウンドの整備及び便所改修を行うために436万3,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が平成24年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の259ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ2,363万6,000円を計上いたしており、対前年度比8.2%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の263ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては265ページ以降に記載しておりますので、ご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の減少などにより、対前年度67万9,000円減額の115万3,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子などといたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

款3、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度246万9,000円増額の2,248万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書264ページをごらんください。なお、詳細につきましては267ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の減少などにより、対前年度258万1,000円減額の1,004万3,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度437万1,000円増額の1,259万3,000円を計上いたしております。一般会計繰出金の内容といたしましては、多奈川小学校音楽室のエアコン整備及び便所改修を行うために460万9,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が平成24年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後に、平成24年度岬町水道事業会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の271ページをご参照願います。

第2条の平成24年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,100戸、年間総給水量206万6,000立方メートル、1日平均給水量5,660立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億7,137万5,000円、事業費6億1,063万2,000円を計上いたしております。

予算書272ページをご参照願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入2,247万6,000円、資本的支出2億2,615万1,000円を計上いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億367万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第6条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

予算書273ページをご参照願います。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を、第9条では、配水管整備事業の施行により取得する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上、平成24年度一般会計予算のほか11会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。

本件につきましては、後日開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、それぞれ、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。

その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 57ページの保育所の改修工事ですか、これほどこの保育所になるのか、どういう要因でなっているのか、その点、場所と要因をお願いします。

○川端啓子議長 しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 保育所改修費としまして845万8,000円を計上させていただいております。この改修につきましては、淡輪保育所の分でございます。

内容は、キュービクルの変更でございます。新たにつけるものでございます。

○川端啓子議長 和田議員。

○和田勝弘議員 キュービクルって言ってましたけれど、もう少しわかりやすく。

○川端啓子議長 岡本理事。

○岡本しあわせ創造部理事 キュービクル、専門言葉で言いましたが、電気の高圧受電設備の新設でございます。電気の高圧の受電設備をつけるものでございます。

○川端啓子議長 和田議員。

○和田勝弘議員 何でつけられたのか。

○川端啓子議長 岡本理事。

○岡本しあわせ創造部理事 淡輪保育所に関しまして、電気容量が低圧で今やっておりますが、今後、高圧が必要ということになりましたので、今回、設置をしていくものでございます。

○川端啓子議長 和田議員の質問が終わりました。他に質疑ございませんか。

田島議員。

○田島乾正議員 担当委員会外の部分でちょっと説明をしていただきたいなと思います。

盛りだくさんで申しわけないんですけども、歳入の部分は5点、歳出も5点。簡単に結構ですからご答弁願いたいです。

予算書の歳入で23ページ、国庫補助金。この用語がちょっとわからないので、補助金で、社会資本整備総合交付金とはどういうものか。例えばどんなものかということをお尋ねしたいと思

います。

2点目、26ページの府補助金で、農林水産費府補助金、これ農地制度実施円滑化事業費補助金、この69万7,000円はどのように使われているのか。私、農業関係ちょっと興味がありますので、その部分の説明をお願いしたい。

27ページの委託金、これ商工費委託金ですね。これは道の駅管理委託金251万1,000円、これはどういうふうな性格のもので、行き先はどこに行かれるのか、歳入の部分でね。

そして、30ページの、これは自分のところの委員会だから、また聞きます。

同じく30ページの雑入、産業振興課で、これは恐らく海釣り公園の納付金というのは入園料の部分と言っていると思うんですが、1,047万2,000円、これはどういう方法で納付されて、例えばどのような手続で何名入ったかという確認方法とか、そんなのはされているのか、この部分、ご答弁願いたいと思います。

そして、最後5点目、31ページ、受託事業収入、これは第二阪和国道用地買収受託事業収入2,254万3,000円、この内訳、これは何人か。歳出中の行き先はどこに行っているのか、これのご答弁願いたい。

そして、歳出の部分で、1点目が農業総務費。これ、転作現地確認報償費、額は少ないんですけども、この確認作業はどのような方法でされているのか。

実は、この件について、ある農業者というんですか、その方からちょっと申し入れがあったんです。今回、自分のところにはそういう調査に来てくれていなかったと。来ない理由をただしたら忘れていたという、確認作業員が言っているんですね。この方、小さな村に住んでいますので、数勘定できるんですわ、その集落ね。それを忘れていたということ自体がおかしいなど。実際、これは確認していないのと違うかと。この報償費はどのように使われているんやということ。

そして、申し入れたら確認者がごめん、忘れていましたと。そんなこと、去年来ておって、ことしは外されたということで、えらい怒っていましたので、この部分、ちょっとご説明願いたい。

2点目、観光費、この道の駅の管理委託料251万1,000円、これはどのような管理作業で、何人が従事されているか。これも一つよろしく願いたい。

3点目が、74ページ、土木総務費の中で、この桜の会、平成の通り抜け桜管理委託料133万円、どのような作業をされて、委託先はどちらに委託しているのか。私、以前桜じゃなくして梅を植えてくれと言っていたのですけれども、今、桜植えたらこれだけ金が必要と。その部分についても説明してください。

79ページ、住宅費、これは先ほど一般質問の中で答弁されているんですけども、ちょっと

角度を変えて質問します。これは、住宅管理総務費委託料で2,190万3,000円、PFIアドバイザー業務委託料、結局、今回PFIありきで計画されていると解してるんですけど、他の計画を検証されて、PFI等検証されて、やはりいいので今回こういう委託料を実施、執行されると思うんですが、そうしたら、いいのであれば、ちょっと一般質問と重複するんですけども、やはり入居される町民の希望とか、資格とか、条件とか、入居数、これを一応データ化してアンケートをとったり、そういう調査はされたのか、されずに強行的にこういう計画で委託を出しているのか。この性質的なものをちょっとご説明願いたいと思います。このPFIというのは悪いとは言っていませんが、あらゆるところに一応検証された上でこのPFIに決定されたのか、この部分を一つ、私、頭悪いので理解できるように説明、ご答弁願いたいと思います。

最後、5点目ですけれども、75ページ、橋梁点検委託料ですね。この橋梁というのはちょっと意味がわかりませんが、これは国道じゃなしに町内の生活のための交通機関の橋、これも橋梁のうちに入るのか入らないのかの答弁と、もし入っておれば、この点検の順位があるのか、点検するね。それとも古い順番から点検しているのか。危険度の高い順番からやっているのか。そういう説明、ご答弁願いたいのと。

それと一つつけ加えて、陳情した件あるんです。例えば、この陳情したのは、前町長に申し入れて、地域住民からの要望、陳情でお話もしているんですけども、この橋は戦前の古い橋です。鉄筋が入っていません。恐らく耐震性はないと思います。この橋を把握されているのか、されていないのかのご答弁願いたいんです。古い橋を把握しているのか、していないのか。これ、実際、重量の重いごみ収集車、パッカー車が通っているんです。鉄筋の入っていない橋で今どき町内にあるのかなと思ったんですけども、実際あるんです。前町長のときに見てもらいました、技術屋に。そしたら、鉄筋が入っていません。これを認めていまだにこの橋を放置しているのか、してないのか、その点もご答弁願いたいと思います。

○川端啓子議長 白井部長。

○白井総務企画部長 それでは、私のほうから歳入の1番目の質問いただきました社会資本整備総合交付金、これにつきまして説明いたします。

予算書につきましては23ページの中に教育費の国庫補助金の保健体育費とか土木費の国庫補助金のところに4カ所ございます。これらにつきましては、国の国庫補助金制度、国土交通省の補助金なんですけれども、それが補助金制度か交付金制度かで使い勝手にいいような形で交付金化されたものでございまして、具体的な内容を申し上げますと、保健体育費の補助金、これにつきましては今回の町民体育館の耐震事業に充当するものでございます。

そして、土木費の国庫補助金の住宅補助金につきましては、同じくPFI事業にかかわります総合交付金でございます。

そして、都市計画費の補助金、これにつきましては民間建築物に対する耐震の委託事業に対する交付金でございます。

そして、道路橋梁費の補助金、これにつきましては番川線の改修に伴います交付金でございます。今まで補助金という形で交付されておりましたけれども、使い勝手のいいという形で交付金化されたものでございます。

こういう形の名称のほうに切りかえられております。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 少し多岐にわたる分でございますけれども、順番はちょっと入れかわるかもわかりませんが、まずわかる範囲のほうの説明をさせていただきたいと思います。

まず、30ページの雑入で、とっとパーク小島の収入ですけれども、収入については今回とっとパーク小島のほうから入るもので、まず、基本的には500万円というのは基金に積み立てる額、残りの額については、今回の収益から確認といたしますか、入場料の数によりまして、その10%を入れていただくと。これは、仮の形では入っておりますけれども、決算の書類が5月半ばぐらいに届きますので一部変わるかもしれませんが、今、相手から聞き取っている金額については、この前の補正予算を組んでもらうときに確認したように、この額になっております。

それと、第二阪和国道につきましては、現在、国から来てもらっている方の費用、それと、あと嘱託職員ということで現在3名来ております。合計4名の方になります。

あと、79ページの住宅の、先ほどPFIに関連する内容で、アンケートのことで平成24年度という形の説明をさせていただいたんですけれども、実際には、現在、地区協とか地元区長の方にアンケートの方法について協議を進めております。それが整いますと、早々に住民の方にごういう間取りの、我々モデルを設けておりますので、どのような形の住まいを希望するか、また、そういうアンケートをいただいて、それを持って、そのPFI事業の仕様書をつくって業者さんに提示すると。そのための内容でございます。

ちょっと、鉄筋の入っていない橋梁というのは、今、現時点では私は把握しておりません。橋梁点検という形で100カ所ほどございまして、その中についてはきちっとした台帳のあるものもないものもあります。その中で目視によって危険であるという判断されるものについては、業者委託をして確認するという状況をとっていますが、今、田島議員言われる橋梁名がわかれば教えていただきたいなと思っております。

それと、あと26ページの農地制度実施円滑事業補助金69万7,000円。ちょっとしばらく時間いただけますか。

○川端啓子議長 暫時休憩したいと思います、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 暫時休憩したいと思います。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの田島議員の質問に対しての答弁をお願いいたします。

末原部長。

○末原都市整備部長 それでは、先ほどの予算書のほうで26ページ、農地制度の実施円滑化補助金の充当先の件でございます。

充当先につきましては、この補助金を利用いたしまして、大阪府数量調整円滑化推進事業に係る補助ということで、市町村が行う米の生産調整事務に対する補助でございます。

そのために、内訳としては、生産調整実施者の現地確認等に要する費用ということで、農業委員会のほうからあげていただいたものをデータ処理をする、台帳づくりをするということで、賃金に計上させていただいております。

それと、27ページの道の駅の管理委託料で、受入先はどこやということで、まず業務の内容についてなんですけれども、道の駅については、小島フィッシングのほうと岬町がお金を仲介いたしまして、全額小島フィッシングのほうで処理しております。内容については、基本協定書を結んで、この維持管理に関する内容とか利用者の安全管理とか、その他、必要とするものところに使っております。

○田島乾正議員 何人で行っているのか。

○末原都市整備部長 これ、交代でやっていると聞いているんですが、7、8の方が順次ローテーションを組んで作業をさせていただいていると、そういう内容でございます。

ちょっと先ほど議員のほうから転作の確認作業が十分できてないかという内容ではございますが、これも転作の現地確認については農業委員会のほうに兼任してさせていただいております。農業委員会のところから、報告があがったものを取りまとめている状況でございます。今、ご指摘のように、漏れがあるようなこともありますので、また詳しい内容を聞かせていた

できれば対処させていただきたいと考えております。

続きまして、平成の通り抜けの内容ですが、桜400本の水やり、年1、2回の草刈り、肥料まき、その他の維持管理費用に充てております。委託先については、毎年、入札で行っておりますので、現在は決まっております。

それと、橋の件ですが、橋については順番です。まず基本的にどういう形で橋梁点検を行っていくかということでございますけれども、台帳が100橋ほどありますので、そのうち橋梁のスパンの長いものから順次点検していくという項目になっております。その中で目視の中で下からのぞいて鉄筋が出ているとか、そういうものが確認されますと一時順番を変えたりしますけれども、点検項目としては、今回、急遽10メートルから15メートル未満が6橋、15メートルから30メートル未満が3橋という形で9橋を点検させていただき費用となっております。

孝子の橋についてなんですけれども、これについて我々のほうで引継事項がうまくいってないようですので、内容を確認していただいて、また現地確認もして対処したいと思うんですけれども、基本的に、ご理解願いたいのは、橋については鉄筋の入っているものと入っていないものがございます。昔は石積みのアーチ型のものでたせているというものもございますので、そのあたりはまた現地を確認して回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 そうしたら、順序を追ってもう一回お聞きしたいんですけども、産業振興課のとっとパークの部分ですが、500万円は基金で積み立てる、10%入れて。この納付金というのは、僕、答えてほしかったのは、結局どういう方法で入園させているのか、それとも、カードを渡してつけてもらって入らせているのか。

そうしたら、結局、明瞭化しないですわな。明瞭化しようと思ったら、入園券を連番で出せば、必ず実態数が出てくる。事故も起きないということで、この入園券を連番制でそういう券を発行する方法を実施されるかされないか、その答えもちょっと、今後そういう方法を取り入れることができるのかできないのか、その部分、もう一回悪いけれどもご答弁願いたい。

そして、PFI、この部分について、今、説明をいただいたんで、大体住民さんへアンケートをとって、区長たちと協議して、その住民の声を反映して町営住宅建設の計画実施に入らなければ、この答弁いただいたんで理解はしたんですけども、そうしたら、このアンケートいつごろできるのかということですね。いつごろできて、それを委託料に反映できるのか、これも一つ、一番肝心なことですので。

もうPFIありきのこういう予算組みしているからね。ですから、いつごろアンケートの結果が出て、そして、この業務委託料に間に合うのか、その点と。

今、部長、橋の件ですけれど、10メートルから15メートル、15メートルから30メートルと。その距離を優先順位といっても、僕は古い順番から、危険度の高い順番からやるべしと思うんですが。ということで、これは鉄筋は入っていないと僕は言ったけれども、ただ、村の人に聞いた話であって、もし入っていたら僕は謝罪します。入っていなかったら、これ大変なことだし。

もう1点、引き継ぎができていなかった。この大事なことを部長は責任ないとは言われんけれども、当時の担当者が引き継ぎもせんと退職したり、そんなことしたら、ほんま岬町の役場何をしてるねんと、こんな大事なこと引き継ぎしてないということは大変なことですよ。住民は当然、4年待ち、1年待ち、田島さん、まだ出来へんとなったら、えっとなるでしょう。だから今回質問させてもらったんですわ。

ということで、箸の転ぶことでもええから引き継ぎしておいてください。引き継ぎせんと、また異動するときになったら引き継ぎもせんと放ったらかしで。後任者が難儀しますねや。やめた方、出た方は、それは肩の荷がおおりるか知らないけれども、一つそれは徹底してください。町長、この点、引き継ぎについては終始徹底するように一つきつく申し添えておいてください。2点頼みます。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 今、田島議員のほうから、とっとパークの入園者、それに基づく10%という形で我々基金以外に収入を予定しております。その中で、連番制とか、今、提案ございました。この件につきましては、とっとパーク、小島フィッシングのほうに提案させていただきます。

私の聞いているのは、向こうもそういうチケットをつくって順次回収に努めているんですが、悪質な方については、それをコピーしたり、また、再度使ったりすることを避けるために、少し色を変えたりとか、マークを変えたりとか、いろいろな施策をもってやっているところでありますので、連番の件は私から伝えますけれども、それがもう既にやっけて、その辺が、それ以上のまた策が必要なのかもわかりませんので、これは確認させていただきます。

それと、今、入金については、売り上げの10%を入れていただくと。私、先ほど基金のほうで、今までは基金については500万円と、残りの分は一般会計に入れるというような答弁をさせていただいたんですけれども、前の積立金につきましては、基金プラスその収入のほうから200万円を足すことによって700万円を将来の維持管理に使うという形で処理させていただき

ますので、よろしくお願いいたします。

それと、PFIのアンケートの件なのですが、このアンケートにつきましては、業者発注の時点でどういう間取りの要望が何件あると、1DKとか2DKとか、そういう形を盛り込んで発注しなければなりませんので、これが先ほど言いましたように、今、地区協とか、その関係団体と調整中でありますので、できるだけ早くして、7月、8月ぐらいには大まかなものを決めて、再度、アンケートをとるに当たっても将来のバランスというものがございませぬ。現在の方が住む戸数だけをつくるというのは、将来的に子育て世代とか含めていろいろな問題も生じるところもございませぬので、町の施策も入れた中で戸数の規模の設定を行って、それをもとに発注形態をつくっていきたいと思っています。

あと、橋の順番につきましては、橋梁の長さが基本的に補助金をもらうに当たって順番があるんですけども、答弁させていただいたように、目視によって橋の短いもの、また、例えば老朽度によって順番を変えるというのか、適正な形でやっていきたいと思っています。今後、その辺の引き継ぎについては十分行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川端啓子議長 田島議員の大綱的質疑が終わりました。

他の議員の皆さん、大綱的質疑はございませぬか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号「平成24年度岬町一般会計予算の件」から議案第17号「平成24年度岬町水道事業会計予算の件」までの12件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件についてはそれぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程19、議案第18号、「町道路線の認定の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 日程19、議案第18号、町道路線の認定の件につきましてご説明いたしま

す。

提案理由といたしましては、道路法第8条の規定により町道路線の認定を行う必要があるため、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、裏面の新規町道認定調書をごらんください。

路線番号1217、路線名、シーサイドタウン1号線から、下に行きまして、路線番号1221のシーサイドタウン5号までの5路線は、淡輪10区、淡輪海水浴場への進入路の町道岬海浜線とキリスト教短期大学セミナーハウスの間に株式会社伊藤ショウによって開発され、開発者より帰属を受けたものでございます。5路線の合計延長は808.9メートルでございます。

続きまして、路線番号1222、路線名、愛宕山1号線でございます。淡輪遊園から黒崎地区に抜ける道路で、延長は61メートルでございます。この路線につきましては、淡輪遊園内に南海電気鉄道によって整備された道路で、岬町が南海電気鉄道より移管を受けたものでございます。これにより、道路法上では行きどまりでありました愛宕山線が黒崎線と接合されました。

本件につきましては、事業常任委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております町道路線の認定の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程20、議案第19号「訴えの提起の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長 日程20、議案第19号、訴えの提起の件につきましてご説明いたします。

これから説明させていただきます内容の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案の説明の前に、この訴えを提起するに至った背景などについてご説明いたします。

本訴訟の発端は、平成20年度からみさき公園用地に固定資産税を課税するため、その基礎となる固定資産税評価額の決定価格について、南海電鉄は平成20年6月に岬町固定資産評価審査委員会に対して不服審査申立てを行ったことから始まりました。

不服審査申出を受けました固定資産評価審査委員会は、この不服審査申立てを棄却決定したことによりこの決定内容に不服のある南海電鉄は、平成21年1月大阪地方裁判所に対しまして固定資産評価審査棄却決定取消訴訟を提起いたしました。

その後、平成22年6月に大阪地方裁判所におきまして判決の言い渡しがあり、この判決内容に不服のある本町は同年7月、大阪高等裁判所に対して控訴手続を行いました。

そして、本年1月に大阪高等裁判所において判決の言い渡しがあり、この判決内容に不服のある南海電鉄は、本年2月最高裁判所に対して上告提起及び上告受理申立ての手続を行いました。

本町では、大阪高等裁判所の判決内容を踏まえながら積極的な対応策である上告提起を行わない方針でありましたが、南海電鉄側が上告提起等の手続を行ったため、この上告提起等に附帯して、大阪高等裁判所の判決内容において、本町の主張の大部分が認められなかったみさき公園の遊園地用地の評価方法などに係る判決内容について変更を求めるため、再度、最高裁判所に対して附帯上告提起及び附帯上告申立ての手続、すなわち、「訴えの提起」を行うために議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書1の附帯上告の提起の内容について説明させていただきます。

まず、附帯上告人は岬町、附帯被上告人、南海電気鉄道株式会社であります。

そして、附帯上告の要旨として、岬町と南海電気鉄道株式会社との大阪高等裁判所平成22年（行コ）第114号、同年（行コ）第141号固定資産評価審査棄却決定取消請求控訴・同附帯控訴事件について、原審が平成24年1月27日に言い渡した判決に関し、南海電気鉄道株式会社が敗訴部分につき不服であるとして上告のあった事件（平成24年（行サ）第12号上告提起

事件)に附帯し、岬町も上記判決の敗訴部分につき不服であるから民事訴訟法第313条に基づき準用される同法第293条に基づき次のとおり附帯上告をするものでございます。

次に、(2)といたしまして、附帯上告の趣旨として、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めるといたしております。

次に、2といたしまして、附帯上告受理の申立の内容について説明いたします。

附帯上告受理申立人 岬町

附帯相手方 南海電気鉄道株式会社

附帯上告受理の申立ての要旨といたしましては、岬町と南海電気鉄道株式会社との大阪高等裁判所平成22年(行コ)第114号、同年(行コ)第141号固定資産評価審査棄却決定取消請求控訴・同附帯控訴事件について、原審が平成24年1月27日に言い渡した判決に関し、南海電気鉄道株式会社が敗訴部分につき不服であるとして上告受理申立のあった事件(平成24年(行ノ)第12号上告受理申立事件)に附帯し、本町も上記判決の敗訴部分につき不服であるから民事訴訟法第318条の規定に基づき準用される同法第313条の規定によりさらに準用される同法第293条に基づき、次のとおり附帯上告受理の申立をするものでございます。

次に、(2)附帯上告受理の申立の趣旨としましては、本件附帯上告を受理する。また、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めるといたしております。

なお、提案理由につきましては、先ほど申しあげました附帯上告の提起並びに附帯上告受理申立ての要旨及び趣旨と同一になっておりますので、説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

以上が、訴えの提起の件についての説明でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号「訴えの提起の件」を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○川端啓子議長 日程21、議案第20号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。直轄理事、中村光延さん。

○中村直轄理事 日程21、議案第20号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、まちづくりの一層の強化を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をごらんください。

第1条第1項第1号中「総務企画部」を「総務部」に改め、同条第2項中「部に属さない」を「町長直轄の組織として」に改めるものでございます。

第2条、総務企画部の項名を「総務部」に改め、同項中第6号から第14号までを削り、第15号を第6号とするものでございます。第2条、しあわせ創造部の項第1号中「、住民基本台帳及び外国人登録」を「及び住民基本台帳」に改めるものでございます。この改正は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正によりまして、外国人登録法が平成24年7月9日から廃止され、住民基本台帳の外国人住民として適用されることに対応するものです。

次に、第3条中第7号を第16号とし、第6号を第15号とし、第5号の次に、(6) 町政の企画及び総合調整に関すること、(7) 町政の総合計画に関すること、(8) 広報及び公聴に関すること、(9) 情報政策に関すること、(10) 協働政策に関すること、(11) 定住交流政策に関すること、(12) 統計調査に関すること、(13) 広域行政に関すること、(14) 権限移譲に関することを加えるものでございます。これによりまして、企画政策部門をまちづくり戦略室に移管し、社会情勢なり大阪府域の情勢の変化に敏速に対応できる体制とすることで、地域やまちの再生の取り組みを強化するものでございます。

また、あわせまして、第2次集中改革プランに掲げた定員給与の適正化及び人事制度の見直し

や来年度予定しております地域防災計画の見直し等についても、まちづくり戦略室が一体となつて取り込んでいきたいと考えてございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するものです。ただし、第2条のしあわせ創造部の項の外国人登録の廃止への対応につきましては、法律改正に基づいて7月9日から施行いたしたいと存じます。

以上が、岬町事務分掌条例の一部を改正する条例でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程22、議案第21号「岬町税条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程22、議案第21号、岬町税条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）等の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

今回の改正の主な内容につきましては、4点ございます。

まず、町たばこ税の税率の引き上げ、次に、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止、次に、個人住民税の均等割の標準税率の引き上げ、そして、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正の4点でございます。

それでは説明いたします。議案書の裏面を、また別添の新旧対照表もあわせてごらんください。

まず、第95条の改正は町たばこ税の税率を引き上げることとしております。平成25年4月1日以後に売り渡し等がなされた製造たばこについて、町たばこ税の税率を1,000本につき644円引き上げ、「4,618円」から「5,262円」に改正するものであります。また、府たばこ税の税率につきましては、1,000本につき644円引き下げ、「1,504円」から「860円」になります。よって、町たばこ税及び府たばこ税の合計額は改正前、改正後ともに「6,122円」となり、納税者自身の負担がふえる改正内容ではございません。

この改正の主旨は、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することによるものでございます。

次に、附則第9条の改正は、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の特例措置を廃止するものであります。

町民税独自の10%税額控除の特例措置は、昭和41年度の税制改正の際、退職所得について翌年課税から現年課税へと変更されたことに伴い、当分の間の措置として導入されたもので、近年の金利情勢を踏まえて廃止することとしたものでございます。

次に、附則第16条の2の改正は、さきにご説明いたしました第95条の改正内容と同様に、町たばこ税のうち、旧3級品の紙巻きたばこに係る町たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われるものから1,000本につき305円引き上げ、「2,190円」から「2,495円」に改正するものであります。

なお、旧3級品のたばこに係ります府たばこ税の税率につきましては、1,000本につき305円引き下げ、「716円」から「411円」とするものでございます。

次に、附則第22条は雑損控除額等の特例に関する改正であります。さきの東日本大震災に係る個人住民税の軽減措置内容の精査を行い、語句の修正を行ったものであり、特例措置等の内容

には変更点がございません。

次に、附則第25条は、個人町民税の均等割の年額3,000円に500円を加算する規定を追加するものでございます。また、個人府民税の均等割の年額につきましても現行の1,000円に500円が加算されます。

なお、この特例加算措置の適用期間は平成26年度から平成35年度までの間となっております。

この改正の主旨は、東日本大震災復興基本法第2条に規定する基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時的な措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行うものでございます。

次に、附則第1条では、この改正条例の施行期日を公布の日から施行するとし、ただし、退職所得に係る個人町民税の10%税額控除の廃止規定は平成25年1月1日から施行する。また、町たばこ税に関する改正規定は、平成25年4月1日から施行することとしております。

また、附則第2条では、町民税に関する経過措置を、同じく附則第3条では、町たばこ税の経過措置を規定しております。

以上が、岬町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町税条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程23、議案第22号「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 日程23、議案第22号、岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由としまして、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の改正内容の説明の前に、改正の主なものとして3つあります。

1としまして、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉法を基本としての改正を行っております。

2としまして、障害という言葉が前後の文脈から、人の状態を示す場合は、「障害」を「障がい」と表記しております。

3としまして、先ほども出ました外国人登録法が廃止され、外国人も日本人と同様に住民基本台帳の適用対象に加え、外国人の利便の増進及び市町村の行政の合理化を図るために住民基本台帳法の一部を改正する法律が第171回国会で成立し、平成21年7月15日公布され、施行は入国管理など改正法の施行日であります平成24年7月9日となっております。

その3点でございます。

では、改正内容についてご説明申し上げます。

議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

改正内容としまして、第1条中「居住する心身障害児」を「居住する心身障がい児」に、「機能、知能の回復」を「日常生活に必要な指導及び」に、「健康回復」を「育成」に改めております。

第2条第1号中「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により登録され」を削り、同条第2号中「心身障害児」を「心身障がい児」に、「知的障害及び肢体不自由等の障害を有する者で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2号」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児で、同条第1項第2号」に改めるものでございます。

第4条中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第22条の規定に基づく介護給付費等の支給決定」を「児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付」に改めるものです。

また、第5条中「障害児」を「障がい児」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、同年7月9日から施行する。

以上が、岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。なお、本件につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程24、議案第23号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 日程24、議案第23号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由としまして、乳幼児医療費の助成について、入院の対象者年齢の拡充及び所得制限廃止により福祉の向上を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の改正内容の説明の前に、改正の主なものとしまして3つあります。

1としまして、所得制限を廃止する。

2としまして、入院の対象年齢を就学前から小学校6年まで引き上げること。

3としまして、先ほどと同じく外国人登録法の廃止に伴うことでございます。

また、施行日については入管法等改正法の施行日であります平成24年7月9日ということでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。

議案書の裏面及び新旧対照表もあわせてご参照お願いいたします。

改正内容につきましては、題目中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

第1条中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

第2条第3号及び第4号を削り、同条第2号中「もの」を「者」に改め、「乳幼児」の次に「又は児童」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に1号を加える。

2号として、児童 満12歳に達する日以後における最初の3月末日までの者で、乳幼児以外の者をいう。

第3条第1項中「記載されている乳幼児」を「記載されている」に改め、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録原票に登録されている」を削り、「であつて、その者の保護者の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。）の額が、規則で定める額未満である者」を「又は児童」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とするものでございます。

第4条第1項に次のただし書きを加えます。ただし、児童に係る医療費の助成については、病

院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに食事療養に関する給付が行われた場合に限るということです。

第5条第1項中「乳幼児」を「対象者」に改め、同条第2項中「申請に係る乳幼児が対象者として」を「資格があると」に改める。

附則としまして、1、施行期日としまして、この条例は平成24年7月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録原票に登録されている乳幼児」を削る部分に限る。）は、同月9日から施行する。

経過措置としまして、2で改正後の岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定については、平成24年7月1日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

以上が、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。

なお、本件につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程25、議案第24号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 日程25、議案第24号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、一般家庭から排出される粗大ごみについて、処理施設への直接搬入により処分する場合の手数料を定めるため、本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面をお開きください。また、あわせて新旧対照表もごらんいただきたいと思います。

岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）

現行条例別表第1中、粗大ごみの項に、新たに「一般家庭から排出される粗大ごみを臨時に処分するとき」を追加し、その単位の項には、「10キログラムごとに（10キログラム未満の端数は10キログラムとみなす。）」を加え、手数料の項については、「90円」を表中に追加するものであります。

なお、附則としまして、施設への直接搬入に際し、住民の皆様への周知期間、現場準備体制等を考慮して、施行日については平成24年7月1日と定めています。

また、実際の搬入日につきましては、センター現場での搬入の取り扱いと処理等の作業が輻輳すると焼却場での現場作業に影響を及ぼすことから、実際の搬入日については焼却業務のない毎週土曜日に限定をして開始をしていく予定であります。

平成20年4月から一般家庭から排出される粗大ごみについては、排出物の大きさに応じて処理券シールを張っていただき、収集する日時を予約の上、玄関先に出していただいたものを収集する有料制を導入してきました。

搬入された粗大ごみは、可燃物と金属類、不燃物に仕分けをし、可燃物を破砕できるように細かくする作業を行っています。ごみ処理施設には、混合物や不燃物を一気に破砕できる大型設備や積みおろしのための駐車スペースがないことから、住民の方による直接搬入を制限してきました。

しかし、高齢者や障がいをお持ちの方を支援される方の日程や、また急な引っ越しや片づけなどで大量の粗大ごみを処分する必要が生じた場合など、施設への直接持ち込みを制限していることからご不便をおかけしており、施設への直接搬入に対する要望も多く寄せられております。

これらのことから、粗大ごみの施設への直接搬入の際の手数料を追加し、有料による施設への直接持ち込みができるよう改正を行うものでございます。

以上が、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。

本件につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っています。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程26、議案第25号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 日程26、議案第25号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、一般家庭から排出されるごみの減量化の実態を踏まえ本条例に所要の改正を行うものであります。

平成21年度に提案させていただきましたごみの有料化に係る条例改正において、別表第1中に、一般家庭から排出されるものを定時に収集及び運搬するときに使用する指定袋1個の大きさによる有料指定袋制に関する規定を定めておりますけれども、この改正規定の施行については、新たな条例により施行日を定めることとしており、現在未執行となっております。

本町では、環境省が定める廃棄物減量化にかかる取組指標の実現を目指し、有料化を導入しごみ減量化とリサイクルを推進してまいりました。ここ数年のごみ量の実態として、平成22年度からはプラスチックごみの分別収集を実施し、家庭系ごみ排出量は平成21年度は約5,400トン、平成22年度では約5,070トンと減量し、平成23年度においては前半期6カ月分から推計し5,100トン台と若干増加する見込みがあるものの、環境省が第2次循環型社会形成推進基本計画において定めた指標であります家庭系ごみ1人1日当たりごみ排出量を平成27年度までに約10%削減するという目標については、平成20年度から連続してこの目標値を達成する見込みであります。

また、家庭系ごみのうち燃えるごみ、燃えないごみ、そして粗大ごみ、この3つの1日1人当たりのごみ排出量を平成27年度までに約20%削減するという指標についても、平成20年度から連続してこの20%を上回る削減率を達成、もしくは達成する見込みであります。

これらの状況から、いずれの指標も削減目標を上回る削減率となり、今後も維持される可能性が非常に高いことから、今般未執行となっている改正規定を削り、あわせて附則に規定する改正規定の施行については別に条例を定めるとするただし書きを削り、施行日を公布の日からと定めるものであります。

以上が、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

竹内議員。

○竹内邦博議員 私、厚生委員会に属しておりませんので、1、2件質問させていただきます。

私もごみの無料化について、全面的に反対するものではございません。町長の言われているように、ごみの無料化というのを本当の意味はどうなのかというのを私なりに考えてみたところ、自分の家でごみを出すときに、ごみ袋に入れて家の前に出すと。皆さんもそうだと思うんですけども。そのごみの袋に入れて出すということなんですけど、私どもの家ではレジ袋、いろいろなところから買い物をしたときのレジ袋、これを出すとき、またお宮さんから飛んできた木のくずとか、そういうようなものはやはり大型の45リットルぐらいの分を出しているのです。

それをいろいろ見ると、コンビニとかスーパーの袋とか、そういうようなものがいろいろまざっているということで、それもすべて、買い物に行ったときに袋に入れてもらって帰ってきたその袋で出すという根本的なことを考えると、それもお金がかかっているんじゃないかなど。買い物袋、自分ところの袋を持って行って、ここに入れてくれと言ったら、そのコンビニの袋というのはなくなるということで、大型の45リットルの袋も、私の家では一番安いところを探して、1枚4円ぐらいのところを探しまくって買ってきているということで、この条例のごみの無料化というのもいいんですけども、同じ無料化にするのであれば、各家庭に1年間、幾ら使うのか知らないけれど、大体100枚ぐらいの、45リットルで100枚というのは多いですけども、レジ袋的なものを各家庭に町として税金を使って配布するのもいいんじゃないかなど、そういうことを町として考えていただけるものかどうかというのが1点と。

それと、岬町の焼却炉、これも延命、いろいろしても行く行くは焼却炉がつぶれてしまうと。また、それはいわゆる広域のほうの行政で集めていただかないかということになると、即有料化ということになりますので、その辺もどういうふうに考えているかということだけお聞かせください。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 まず1点目の、町として袋を配布するという方式を提案されていますけれども、これについては町としては特に今のところ考えておりません。

現在、町が袋を指定して、この袋でなければならないとか、そういう形での規制は特にしておりませんし、町として税金を使って袋をつくり、それを配布するというふうにして有料化をして

いるところもあります。

そういうところは、年間に1人当たり何枚という限定をつけて各世帯に配布をして、それを使い切ってなくなってしまったら、それ以降の袋については有料で購入してくださいという方式で採用しているところですね。

今現在、条例に残っているこの金額についてはそうではなくて、当初から、1枚目から有料方式という形で、購入していただくという方式で、大きく有料化の方式についてはこの2通りがあるわけですが、町としてはこの有料化方式そのものをなくしていこうという形で、今回、条例改正の提案をしていますので、町としての配布方式も特に考えておりません。

それから、ごみ処理場の焼却炉の問題ですが、これは非常に施設的には古くなってきておりますけれども、毎年定期点検を行いながら、特に焼却炉についてはここ3年の間で内壁の天井部分、横壁部分、それから底の部分という形で年次計画を立てて国の交付金等を活用しながら補修、改修等を行って延命措置を図っているところでもあります。

ただ、これにしてもいつまでもつかということになりますと、そんな50年も100年ももつ施設では当然ありませんので、行く行くはこのごみの減量化等に伴って今後どういうふうにしていくのかということは関係市町村といえますか、近隣市町村、あるいは泉州ブロック全体でも共通の課題になっておりますので、広域化の問題ということを検討していくということは町の課題であるというふうに認識しているところです。

○川端啓子議長 竹内議員、よろしいですか。

○竹内邦博議員 今言われたように、私もこれの条例を削るということに対しては、別に反対するにやぶさかでないんです。

ただし、ごみを入れる袋を何とか皆買ってますので、それを何とか町で援助してもらえたらということを提案しただけであって、町のほうもそれで考えていただきたいと思います。

○川端啓子議長 竹内議員の大綱的質疑が終わりました。

他の議員の皆さん、大綱的質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程27、議案第26号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 まず、議長にお願いしたいと思います。

今回の介護保険条例の改正については、保険料の改正ですので新旧対照表を資料として配らせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

(資料配付)

○芦田しあわせ創造部長 日程27、議案第26号、岬町介護保険条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、平成24年度から平成26年度に係る介護保険法に定める第1号被保険者、すなわち65歳以上の方の介護保険料負担を定めるため、本条例に所要の改正を行うものです。

議案書をお開きください。また、あわせて新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

岬町介護保険条例の一部を改正する条例(案)

岬町介護保険条例第5号の保険料率を次のように改めるものです。

まず、現行条例の保険料は8段階に区分されていますけれども、それを11段階に細分化して区分することになっています。

金額につきましては、条例第5条第1号「2万8,710円」という金額がありますが、この方々は生活保護受給者や老齢福祉年金受給者で、かつ世帯全員が非課税の方を対象とする方々ですが、この方々の金額を「2万8,660円」、これから述べる数字は全部年額であります、とし、以下、第2号「2万8,660円」第1号と同額です。

第3号は「4万3,000円」、第4号は「5万7,330円」、第5号は「6万3,060円」、第6号は「6万8,800円」、第7号は「7万7,400円」、第8号は「8万6,000円」、第9号は「9万1,730円」、第10号は「10万330円」、第11号は「10万8,930円」と改正をしております。

次に、条例第9条第3号は、根拠となる介護保険施行令の適用条項の修正に伴って条項移動をしたものであります。

附則としまして、第1条では、施行日を平成24年4月1日と定めております。

第2条では、経過措置として平成24年度からの保険料からこの条例改正を適用し、平成23年度までについては従前の保険料とするというものであります。

第3条と第4条では、先ほど説明をしました保険料体系のうち、第3号の保険料と第4号の保険料の段階にそれぞれ特例措置としての金額を挿入するものであります。

第3号の保険料段階の中では、非課税世帯で課税年金の収入額と合計所得金額が120万円以下の方については特例措置としての金額を「3万4,400円」と設定します。

第4号の保険料段階の人の中では、課税世帯で課税年金の収入額と合計所得金額が80万円以下の方に特例措置としての金額「5万1,600円」を適用するという規定であります。

この第3段階の特例と第4段階の特例を含めると、岬町の保険料体系は13区分になるということであります。

第5条では、先ほどの条例第9条第3項の規定を準用して、特例段階の月割保険料の取り扱いを定めているものであります。

条例内容は以上のとおりですけれども、もう少し、現行の保険料体系との比較をしながら説明をさせていただきます。

お配りしました資料ですけれども、左側の行が現行保険料体系、今回の改正案は右の表であり、さらに右端のところには新旧の保険料の金額差を表示しております。

まず、保険料算定に当たりましては、平成24年から平成26年の3カ年の給付見込額を算定し、そこから、まずこの表でいきますと、第4段階の保険料を算定することになります。

今回は、その際に、岬町の準備基金に積み立てています基金1億8,000万円のうち1億6,000万円、さらに大阪府の財政安定化基金1,196万3,000円を投入して保険料の軽減を図っているところであります。

これにより、第4段階の方の保険料、この表でいきますと、年額5万7,330円、月額に換算した額をその下の段の括弧書きにしていますけれども、4,778円となります。

参考までに、先ほどお渡ししました資料の裏面をごらんください。3カ年の純粋の給付見込額から単純に計算された月額保険料は、この表にありますとおり、約5,694円という月額料金になります。ここから先ほど説明しました準備基金1億6,000万円を投入することによって、853円を軽減し、また、大阪府の財政安定化基金の投入により64円が軽減されて、先ほどの

4, 778円という金額になっております。この第4段階の金額を基準として、他の段階の保険料はそれぞれ算定率を掛けて求めています。

今回の改正では、もう一度表の表に戻っていただくとわかりますように、保険料の段階を所得に応じてさらに細分化を行いましたので、現行の8段階9区分から、11段階13区分に変更になっております。

第3段階の方、第4段階の方のうち、所得が低い方については附則第3条、第4条で特例の金額を設定しております。これは、特に介護保険料の負担が重い低所得の方の負担の軽減を図るものです。

それから、第4段階より上の、いわゆる本人課税の方についてですけれども、従来の第5段階から第8段階までの4つの段階というふうにしておりましたけれども、今回、さらにその所得区分を細分化し、第5段階から第11段階までの7つの段階を設定することにより収入に応じたきめ細かい保険料の負担になるように取り組みをしております。

なお、一番右欄の新旧の保険料比較額の金額の差を見ていただくとおわかりになると思いますけれども、今回の改正においては、一番上の第11段階を除いてすべて減額となっております。特にこれまで収入に対して負担感が大きかった層に対しては減額の幅を大きくしているのが特徴となっております。

以上が、本条例の概要でございます。

なお、もう少し計算方法等については厚生委員会のほうでさらに補足説明をさせていただく予定です。

本条例につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町介護保険条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程28、議案第27号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 日程28、議案第27号、岬町営住宅条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による公営住宅法（昭和26年法律第193号）等の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

裏面及び新旧対照表をご参照願います。

岬町営住宅条例の一部を次のように改正いたします。

第5条第1項中「令第6条第1項に定める者」を「居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者」に改め、同様に、第6条第2項中「令第6条第1項に定める者」を「居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者」に改めるものでございます。

これは、公営住宅法において入居資格のうち、同居親族要件が廃止され、単身入居についての規定令第6条第1項がなくなることに伴うものでございます。

この法改正に伴う条例改正につきましては、地域の実情や社会状況等勘案し、各自治体において設定できるものとされています。

このことから、居住の安定を図るため、引き続きこれまでと同様、同居親族要件を残すものとし、単身入居につきましてもこれまでと同様に、老人や障がい者などの入居について規則で定めるものとしております。

なお、現在の町営住宅においては高齢化とコミュニティの弱体化が進んでおり、多世代が住ま

う生き生きとした団地再生が重要となっていることから、若年単身世帯の単身入居について新たに規則で定めるものとしております。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものとしております。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町営住宅条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程29、議案第28号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 日程29、議案第28号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明いたします。

提案理由として、岬町固定資産評価審査委員会委員、松下 博氏は、平成24年3月11日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

松下 博氏については、住所は大阪府泉南郡岬町深日 2 9 8 6 番地、生年月日は昭和 1 3 年 9 月 1 6 日生まれ、経歴等については議案書裏面に記載のとおりであります。

なお、岬町固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されたものであります。

また、当該委員会の定数は 3 人で構成されており、岬町の住民、町税の納税義務者または固定資産の評価について学識経験を有するものの中から議会の同意を得て町長が選任するものであります。

つきましては、松下 博氏の選任について同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、議案第 2 8 号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第 2 8 号は、これに同意することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程 3 0、報告第 1 号「専決処分の報告の件（町営住宅明渡等請求事件）」について報告を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 日程 3 0、報告第 1 号、専決処分の報告の件（町営住宅明渡等請求事件）についてご説明いたします。

本件につきましては、町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

裏面をごらんください。

専決処分といたしまして、町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したものでございます。

1、被告となるべきものの住所及び氏名でございますが、住所は大阪府泉南郡岬町深日3228番地の2、氏名は児島勇治でございます。

2、請求の要旨といたしましては、被告に対し町営緑ヶ丘住宅9号棟202号室を明け渡すとともに、金36万6,970円及び平成23年11月1日から明け渡しに至るまで1カ月当たり金4万9,600円の割合による金員の支払いの判決並びに仮執行の宣言を求めるものでございます。

本件請求理由といたしましては、当該入居者は町の再三の滞納家賃の督促に対し、家賃を支払う意思が全く認められず、また、公営住宅法におきましては特別の強制手段が規定されていないことから、法的な手続をとることにより町営住宅使用者間の公平性の確保を図り、今後の町営住宅の滞納家賃の解消並びに家賃の滞納を抑制していくためでございます。

なお、専決処分日といたしましては、平成23年12月27日でございます。

以上で報告を終わります。

○川端啓子議長 都市整備部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これをもって「専決処分の報告の件（町営住宅明渡等請求事件）」を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしく願いいたします。

なお、次の会議は3月27日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後に開催予定

の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労様ございました。

(午後 4時10分 閉会)

以上の記録が本町議会平成24年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年3月7日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 反 保 多 喜 男

議 員 鍛 冶 末 雄